雲南市水防計画

平成２５年６月改訂版

雲　南　市

目次

第１章　総則

１．１　水防計画の目的及び定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１．２　雲南市地域防災計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１．３　用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２章　水防組織と責任

２．１　島根県下の水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
２．２　雲南市の水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
２．３　水防関係機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
２．４　水防の責任等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

第３章　重要水防区域及び危険な箇所

３．１　重要水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
３．２　危険な箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

第４章　水防体制

４．１　雲南市水防本部の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
４．２　警察署及びその他関係機関との連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第５章　水防活動

５．１　気象状況の連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
５．２　雨量及び水位の観測と通報及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
５．３　ダム、水門、樋門、堰の操作・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
５．４　洪水予報（国土交通省管理課線）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
５．５　水位周知（県管理河川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
５．６　水防警報（国土交通省管理河川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
５．７　水防警報（県管理河川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
５．８　河川等の巡視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
５．９　水防機関の出動と出動後の水防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
５．１０　水防協力団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
５．１１　決壊に際しての措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
５．１２　避難のための立退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
５．１３　水防資材器具等の整備並びに輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
５．１４　記録、報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48

目次（資料編）

別表

第１号表　雨量観測所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
第２号表　水位観測一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
第３号表　重要水防区域一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55
第４号表　危険な箇所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
第５号表　堰一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58
第６号表　（排・取）水門一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　60
第７号表　ダム一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63
第８号表　ダム機能表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
第９号表　ダム関係通知系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65
第１０号表　斐伊川洪水予報の発表様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69
第１１号表　県　はん濫警注意情報等発表様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
第１２号表　国土交通省管理河川の水防警報の発表様式・・・・・・・・・・・・・　77
第１３号表　県管理河川の水防警報の発表様式・・・・・・・・・・・・・・・・・　82
第１４号表　水防信号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
第１５号表　優先通行標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
第１６号表　出水様式（被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況）・・・・　88
第１７号表　公用負担命令諸様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　92
第１８号表　避難勧告等の発表様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　93
第１９号表　水防管理団体水防倉庫並びに現有資材器具一覧表・・・・・・・・・　94
第２０号表　水防輸送車輌配置一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　95
第２１号表　災害対策用機械配置一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　96
第２２号表　水防活動報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　100
第２３号表　水防演習要領（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　101

第１章　総　　則

１．１　水防計画の目的及び定義

この計画は、水防法第７条、第３３条並びに島根県水防計画に基づき、雲南市内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川の洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表するよう努める。

１．２　雲南市地域防災計画との関係

雲南市地域防災計画は、風水害予防計画を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定める。

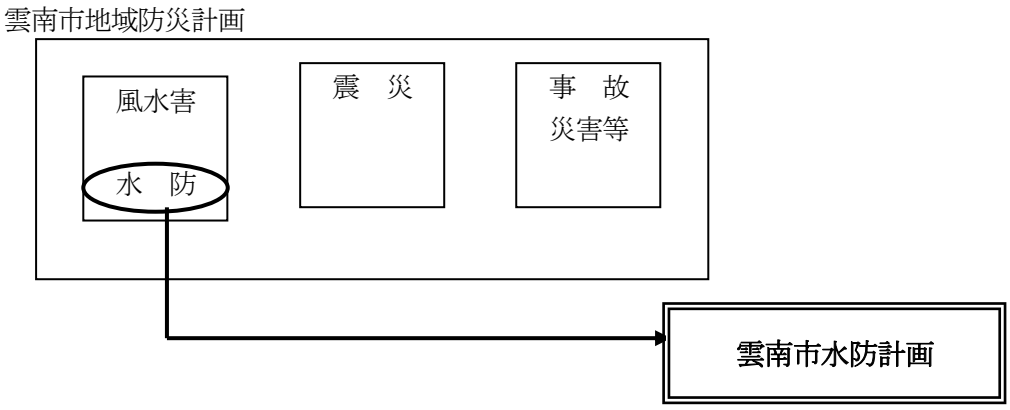

１．３　用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

島根県水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
水防支部	１．水防本部の出先機関として各県土整備事務所（局）内に常置している機関で、事務所（局）長を支部長としている。 ２．土木事業所を所管する水防支部においては、土木事業所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。
水防管理団体＊1	市町(村)。(法２①)
水防管理者	水防管理団体である市町(村)長（法２②）
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。(法４)
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団長。(法２④)
消防職員	消防本部員、消防署員。
水防団	水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団と記述している。
水防団員	水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述している。
重要水防区域	過去の出水により甚大な被害があり今後もそのおそれが大きい河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
危険な箇所	洪水に伴なう水が溢れる箇所、漏水、洗掘等により決壊が予想される箇所。
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は県の機関は、洪水予報河川について、気象庁と共同して洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。(法１０②、法１１①、気象業務法１４の２②,③)
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は避難準備情報等の発令の判断の参考とする。
はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は避難勧告等発令の判断の参考とする。
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したときに発表される。いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難していない住民への対応が必要である。また、この後に避難勧告を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。市町村はあらたにはん濫が及び区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法２⑦、法１６）
水位周知河川	洪水予報河川以外の河川で国土交通省又は知事が洪水により相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は県の機関は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法１３①,②)
水位到達情報	国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）において、下記、水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位のあらかじめ定めた水位の到達及びはん濫発生に関する情報。
水防団待機水位（通報水位）	洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。(法１２①)

はん濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法１２②）
＊2 避難判断水位 （特別警戒水位）	はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。あらかじめ指定された河川＊3 について、国土交通大臣又は知事は河川の水位がその水位に到達した時は、知事又は水防管理者及び量水管理者に通知。また一般に周知する水位。（法１３の①、②）
はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、はん濫のおそれがある水位 ※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用

＊1　水防法では水防管理団体として、市町村の他に水防事業組合や水害予防組合を規定しているが、島根県には該当がない。

＊2　あらかじめ指定した河川とは、水位周知河川であり、みなし規定（附則第２条）により大臣又は知事が指定している洪水予報河川以外の河川で水防警報河川として指定している河川である。

＊3　避難判断水位は。水防法第１３条で規定される「特別警戒水位」とする。ただし洪水予報指定河川においては、はん濫警戒情報を発表する目安の水位として、「避難判断水位」を設定しており、水防法第１３条で規定する「特別警戒水位」に該当しない

第２章　水防組織と責任

２．１　島根県下の水防組織

洪水の際には、島根県、水防管理団体（雲南市)、国土交通省、気象台、警察本部等関係機関をはじめ住民の参加も得て水防に当たるものとする。

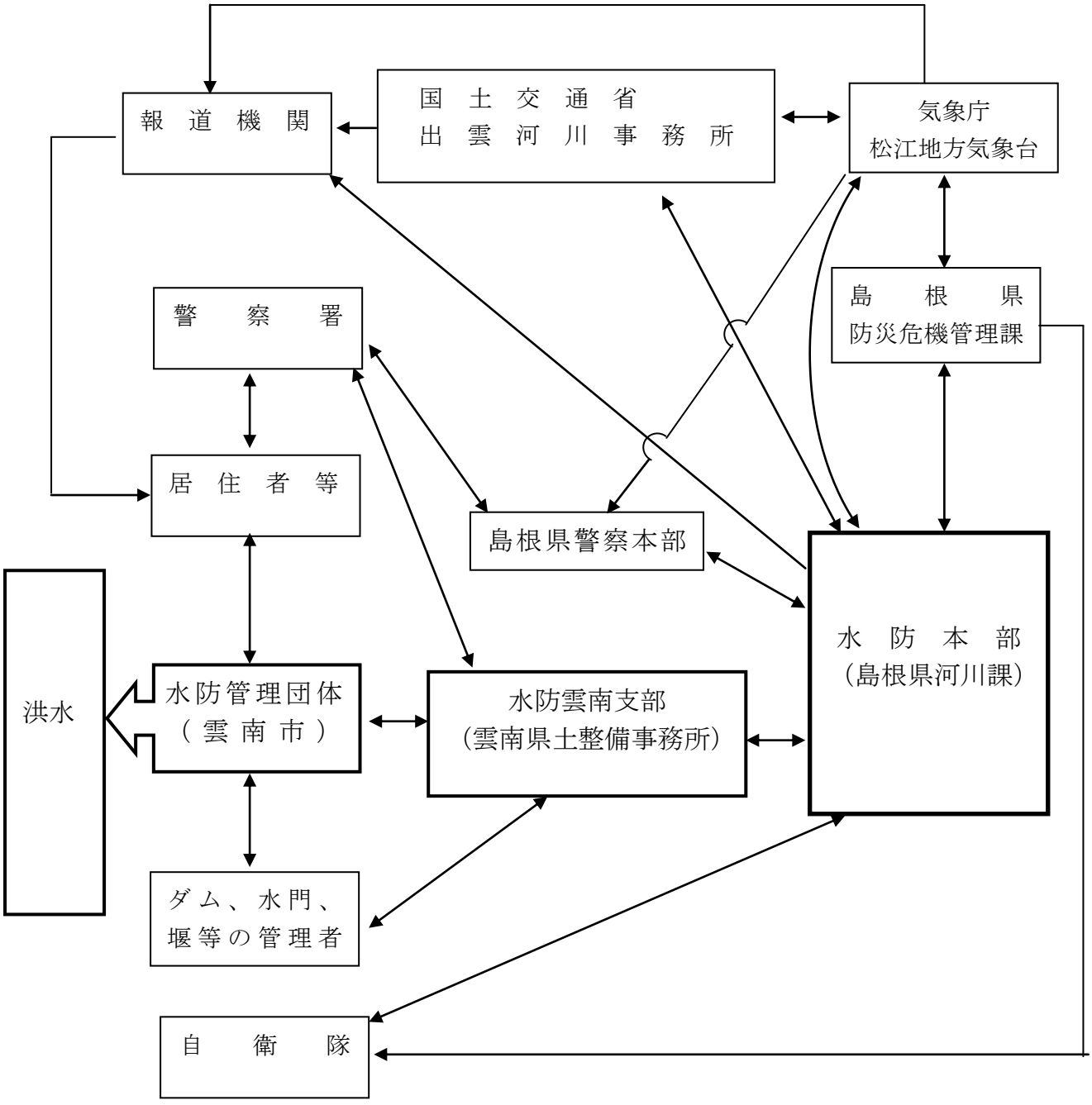

２．２　雲南市の水防組織

水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等により、洪水のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で業務を行う。

１．組織系統

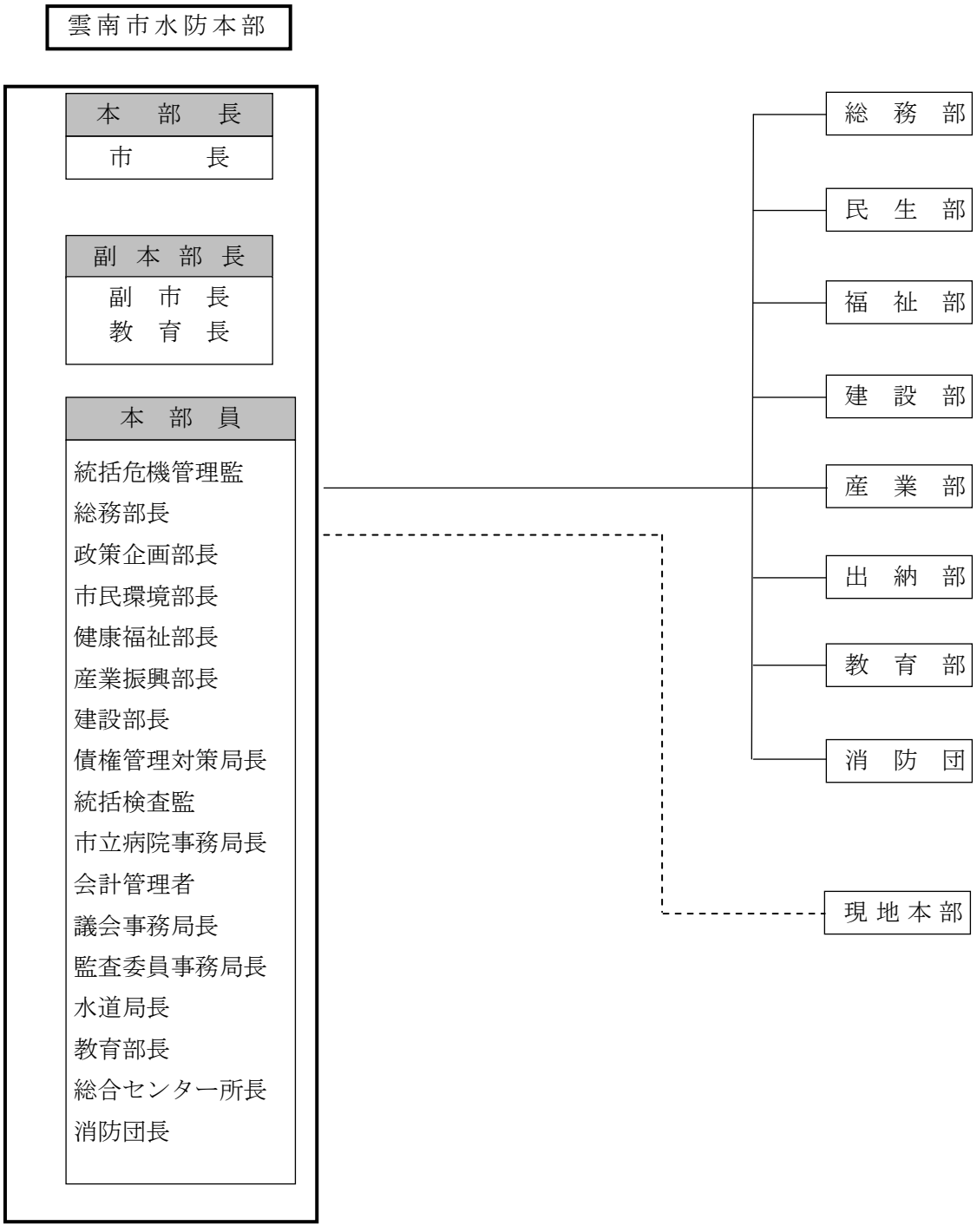

２．各部の構成及び事務分掌

部　名	部長・副部長	部　　員	分　　掌　　事　　務
総務部	部長 　総務部長 副部長 　政策企画部長 　議会事務局長 　統括検査監 　監査委員事務局長	総務部、政策企画部及び議会事務局及び監査委員事務局に属する職員	1　本部会議に関すること。 2　本部員の動員に関すること。 3　各部との連絡調整に関すること。 4　消防本部との連絡調整に関すること。 5　自衛隊の派遣要請に関すること。 6　県防災ヘリコプターの要請に関すること。 7　災害時における交通安全対策に関すること。 8　消防団に関すること。 9　被災者の救出及び救助に関すること。 10　災害関係の予算措置に関すること。 11　本部の財務に関すること。 12　災害見舞等に関すること。 13　市有財産及び営造物の災害に関すること。 14　災害時における市政の総合的な企画及び調整に関すること。 15　通信に関すること。 16　災害対策の広報に関すること。 17　災害状況の把握及び気象予警報の接受及び伝達に関すること。 18　避難の勧告・指示及び誘導に関すること。 19　行方不明者の捜索及び死体の処理に関すること。 20　被災者の窓口相談に関すること。 21　マスコミ等への対応に関すること。 22　災害対応の記録に関すること。 23　緊急輸送体制に関すること。 24　職員の参集・解散に関すること。 25　職員への情報提供に関すること。 26　市民バスの運行に関すること。 27　情報通信網の確保に関すること。 28　在住外国人の安否確認に関すること。
民生部	部長 　市民環境部長 副部長 　債権管理対策局長 　市民環境部次長	市民環境部及び債権管理対策局に属する職員	1　医療施設の災害対策に関すること。 2　防疫薬剤等の調達・確保に関すること。 3　災害救助物資の調達及び輸送に関すること。 4　家屋被害等の調査に関すること 5　災害廃棄物に関すること。 6　災害用仮設トイレの確保に関すること。 7　被災住宅状況調査に関すること。 8　市税等の分納・延納に関すること。
福祉部	部長 　健康福祉部長 副部長 　健康福祉部次長	健康福祉部、保育所に属する職員	1　災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 2　被災世帯に対する災害援護資金の融資及び弔慰金の支給に関すること。

			3　ボランティアの受入れに関すること。 4　福祉施設の災害対策に関すること。 5　災害時要援護者の安全確保に関すること。 6　災害における福祉機器・用具の破損確認と手配に関すること。 7　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 8　メンタルヘルスケアに関すること。 9　児童福祉施設の災害対策に関すること。 10　救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 11　感染症の予防、食品衛生に関すること。 12　保育所との連絡調整に関すること。 13　避難者の健康状態把握、保健指導に関すること。 14　ボランティアセンターの設置に関すること。 15　医薬品、衛生材料の確保に関すること。
建設部	部長 　建設部長 副部長 　水道局長	建設部及び水道局に属する職員	1　土木関係災害対策用資材及び機械に関すること。 2　建設業者への連絡に関すること。 3　道路、橋梁及び河川の災害対策に関すること。 4　砂防施設の災害対策に関すること。 5　地すべり対策に関すること。 6　急傾斜地崩壊対策に関すること。 7　水道及び下水道の災害対策に関すること。 8　公営住宅の災害対策に関すること。 9　災害救助用仮設住宅の建設及び応急修理に関すること。 10　国、県の関係機関との連絡・調整に関すること。 11　国道、県道の通行規制、迂回路に関すること。 12　応急工事の実施に関すること。 13　公共土木施設の被害対策に関すること。
産業部	部長 　産業振興部長 副部長 　農業委員会事務局長 　産業振興部次長	産業振興部及び農業委員会に属する職員	1　主要食料、生鮮食料品及び農産加工品の確保に関すること。 2　農作物の災害対策に関すること。 3　種苗、生産資材等に関すること。 4　家畜伝染病予防その他家畜衛生に関すること。 5　農地、農業用施設、林道及び治山の災害対策に関すること。 6　農業災害補償に関すること。 7　被災農家に対する融資に関すること。 8　商業関係施設及び商工業関係施設の災害対策に関すること。 9　被災商工業者の融資に関すること。
出納部	部長	会計課に属す	1　災害関係費の執行に関すること。

	会計管理者	る職員	2　義援金の受付に関すること。
教育部	部長 　教育部長 副部長 　教育委員会次長	教育委員会事務局に属する職員	1　教育施設の災害対策に関すること。 2　応急教育に関すること。 3　被災児童、生徒の保健衛生に関すること。 4　災害時における学校給食対策に関すること。 5　社会体育施設の災害対策に関すること。 6　教職員住宅の災害対策に関すること。 7　通学路の被害に関すること。 8　スクールバス路線の被害に関すること。 9　教育施設との連絡・調整に関すること。 10　避難先としての教育施設に関すること。 11　教育施設の利用制限に関すること。 12　指定文化財の被害に関すること。

部　名	部長・副部長	部　　員	分　　掌　　事　　務
現地本部	部長 　総合センター所長 副部長 　総合センター次長	総合センターなどに属する職員	1　現地本部会議に関すること。 2　本部との連絡・調整に関すること。 3　防災資材等の点検、配布に関すること。 4　住民からの通報窓口に関すること。 5　被害状況の調査・報告に関すること。 6　災害現場の確認、交通安全対策に関すること。 7　水防団への出動要請、体制に関すること。 8　地域交通機関運行状況の把握に関すること。 9　災害対応状況の記録に関すること。 10　避難勧告、指示の周知、誘導に関すること。 11　避難所の開設、体制、管理運営に関すること。 12　救援物資、防疫薬剤等の必要数とりまとめと配布に関すること。 13　下記の事務において、関係部局との連絡・調整、その対応に関すること。 ・　保育園や幼稚園、学校などの安全対策 ・　災害時要援護者の安全確保 ・　福祉施設等の災害対策 ・　衛生管理 ・　被災者の安否確認 ・　被災者の救出、救助 ・　ライフラインの確保・復旧 ・　行方不明者の捜索、死体の処理

２．３　水防関係機関一覧表

１．水防本部、水防支部（地区）、県災害対策本部、地区災害対策本部総務班等

名称	所在地	担当部課 グループ名	ＮＴＴ電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線 FAX	備考
島根県水防本部	松江市殿町１	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	
水防雲南支部	雲南市木次町 里方 531-1	業務部総務課	0854-42-9587 322-2-9587	0854-42-9653 322-2-9653	
総務部 防災危機管理課	松江市殿町１	防災グループ	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
雲南県土整備事務所	雲南市木次町 里方 531-1	業務部総務課	0854-42-9587 322-2-9587	0854-42-9653 322-2-9653	
雲南警察署	雲南市三刀屋 町三刀屋 124-2	地域課	0854-45-9110 481-5	0854-45-5444	

２．水防管理団体関係

名称	所在地	担当部課 グループ名	ＮＴＴ電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線 FAX	備考
雲南市水防本部	雲南市木次町 木次 1013-1	総務部 危機管理室	0854-40-1027 464-2-3544	0854-40-1029 464-1	
雲南市 水防大東支部	雲南市大東町 大東 1673-1	大東総合ｾﾝﾀｰ 自治振興課	0854-43-8162 462-2-4000	0854-43-8163 462-1	
雲南市 水防加茂支部	雲南市加茂町 加茂中 972-5	加茂総合ｾﾝﾀｰ 自治振興課	0854-49-8601 463-2-4101	0854-49-7642 463-1	
雲南市 水防木次支部	雲南市木次町 新市 379	木次総合ｾﾝﾀｰ 自治振興課	0854-40-1080 464-2-4262	0854-40-1089 464-2-4299	
雲南市 水防三刀屋支部	雲南市三刀屋 町三刀屋 144-1	三刀屋総合ｾﾝﾀｰ 自治振興課	0854-45-2111 465-2-4306	0854-45-2646 465-1	
雲南市 水防吉田支部	雲南市吉田町 吉田 1066	吉田総合ｾﾝﾀｰ 自治振興課	0854-74-0211 466-3-4401	0854-74-0047 466-1	
雲南市 水防掛合支部	雲南市掛合町 掛合 1262-1	掛合総合ｾﾝﾀｰ 自治振興課	0854-62-0300 467-2-4501	0854-62-0310 467-1	
雲南広域連合 消防本部・消防署	雲南市木次町 里方 1100-6	警防課	0854-40-0149 470-2-250	0854-42-2444 470-1(地上系)	

３．国の機関

名称	所在地	担当部課 グループ名	ＮＴＴ電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線 FAX	備考
国土交通省 出雲河川事務所	出雲市 塩冶有原町 5-1	防災情報課	0853-21-1850 731-282	0853-21-2878 731-359	
松江地方気象台	松江市西津田 7－1－11	技術課	0852-21-4958 435-5	0852-21-6656	
航空自衛隊 第 3 輸送航空隊	境港市 小篠津町 2258	隊司令部 防衛部	0859-45-0211 445-5	内線 327 445-1	
陸上自衛隊 第 13 偵察隊	出雲市 松寄下町 1142-1	情報室	0853-21-1045 526-5	0853-21-1045 526-1	

４．鉄道、通信、電話、他

名称	所在地	担当部課 グループ名	ＮＴＴ電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線 FAX	備考
西日本旅客鉄道㈱ 米子支社	米子市 弥生町 2	施設課	0859-32-8105 夜・休日（施設指令） 0859-32-6383	0859-31-5830 夜・休日（施設指令） 0859-31-5378	
西日本電信電話㈱ 島根支店	松江市 朝日町 102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力㈱ 島根支社	松江市 母衣町 115	島根支社総務担当	0852-27-1113 夜・休日 54-0505	0852-32-0620 夜・休日 60-5643	夜間・休日 松江制御所

５．報道機関

名称	所在地	担当部課 グループ名	ＮＴＴ電話番号 防災行政無線番号	ＮＴＴ ＦＡＸ 防災行政無線 FAX	備考
ＮＨＫ	松江市 灘町 1-21	松江放送局ﾆｭｰｽ	0852-26-4511 437-5	0852-27-5856 437-1	
山陰放送	松江市殿町 111	松江支社	0852-21-4306 448-5	0852-21-4307 448-1	
日本海ＴＶ	松江市袖師町 2-38-201	松江本社報道部	0852-26-3151 438-5	0852-27-8880 438-1	
山陰中央ＴＶ	松江市 西川津町 721	本社報道部	0852-23-3434 439-5	0852-22-4490 439-1	
ＦＭ山陰	松江市殿町 383	放送部	0852-27-9887 440-5	0852-27-5130 440-1	
雲南夢ネット	雲南市木次町 里方 1335-3	木次局	0854-42-5800	0854-42-9082	

２．４　水防の責任等

１．島根県水防本部の責任（法3の6、法7の1、5、法１０、法１３、法１６、法３２、法４７、法４８）

（１）　県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。

（２）　水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年増水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。

（３）　国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（洪水予報河川）

（４）　国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（水位周知河川）

（５）　水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（６）　国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。

（７）　水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。

（８）　指定水防管理団体から水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時は届け出を受けなければならない。

（９）　知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しなければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長へ通知しなければならない。

２．島根県水防雲南支部（雲南県土整備事務所）の責任

（１）　現地における状況を的確に把握し、水防本部、雲南市及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、雲南市が実施する水防活動の報告を求め助言・勧告を行うなど指導応援しなければならない。

（２）　知事が指定した河川*1について、島根県水防計画の定めるところにより避難判断水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関に通知しなければならない。

（３）　知事が指定した河川*2について、島根県水防計画の定めるところにより水防警報を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。

（４）　ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設*3の管理を十分に行うとともに、許可工作物*4の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。

（５）　水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しな

ければならない。

＊１：斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川

＊２：斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川

＊３：管理委託しているものを含む。

＊４：河川管理者の許可を要するものをいう。

３．水防管理団体（雲南市）の責任（法３、法９、法１５、法１７、法３３の１、２、３、４）

（１）　区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。

（２）　市長は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。

（３）　市長は、毎年増水期＊1までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（４）　市長は、（２）により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあっては当該市町村防災会議に諮るとともに、遅延なく県知事に届け出なければならない。

（５）　市長は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。

（６）　指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

（７）　区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（８）　水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団（消防団）及び消防機関に出動の準備をさせなければならない。

（９）　水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

(10)　知事から浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、必要に応じて浸水想定区域内の災害時要援護者施設の名称及び所在地を掲げなければならない。また、浸水想定区域をその区域に含む市長はこれらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

４．気象庁（松江地方気象台）の責任（法１０、１１）

（１）　気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

（２）　国土交通大臣が指定した河川＊2について、国土交通大臣（国土交通省関係事務局長）と共同して洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

５．国土交通省（出雲河川事務所）の責任（法１０の２、法１３の１、法１６）

（１）　国土交通大臣が指定した河川＊3について、水防警報を発表するとともに直ちに、その警報事項を知事に通知しなければならない。

（２）　国土交通大臣が指定した河川＊2について、気象庁長官（松江地方気象台長）と

共同して洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（3）　国土交通大臣が指定した河川*4について、避難判断水位に達した場合知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

*1　増水期とは、松江・雲南・出雲・隠岐　管内は6月２６日～１０月２０日まで

県央、浜田、益田　　管内は6月１５日～１０月２０日まで

*2　斐伊川

*3　斐伊川、神戸川

*4　斐伊川、神戸川

６．報道、通信機関の責任（法１０、法１３、法２７）

（1）　報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表した洪水予報、知事と気象庁長官が共同して発表した洪水予報及び国、県が発表したはん濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。

（2）　通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

７．ダム設置者の責任（河川法４６）

（1）　ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

８．居住者等の義務（法２４）

（1）　当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から出勤の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

２．５　水防訓練等

１．水防訓練

市は、毎年増水期前に１回以上、水防訓練を行うものとする。なお、演習要領は所轄水防支部長と協議の上、市長が定めるものとする。

２．連絡協議会

水防雲南支部は、毎年増水期前に、市及び関係機関との連絡協議会を開催し、危険箇所の現地確認を行うものとする。

第３章　重要水防区域及び危険な箇所

３．１　重要水防区域（別表第３号表）

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれの大きい区間、又は、堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で次の（１）～（７）を基準として定めている。

（１）　既往水害で被災し未復旧の区間。
（２）　未改修河川で過去に水が溢れた箇所、浸水した区間。
（３）　既設堤防護岸が低く、日雨量１００mm又は時間雨量３０mm以上となった場合、水が溢れる箇所、浸水のおそれがある区間。
（４）　土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。
（５）　水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深掘れし、決壊のおそれがある区間。
（６）　改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。
（７）　堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

３．２　危険な箇所（別表第４号表）

危険な箇所は、洪水にともなう水があふれる箇所、漏水、深掘等により決壊のおそれがある箇所で、国土交通省管理河川については次表（１）、県管理河川については次表（２）、の基準により定めている。

（1） 国土交通省管理河川

種　別	重　　要　　度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
堤　防　高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
堤防斜面の崩れ すべり	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて堤防斜面の崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡又は旧川跡の堤防であることあるいは、基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			増水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・決壊跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後３年以内の箇所。決壊跡又は旧川跡の箇所。

（国土交通省重要水防箇所評定基準（案）より）

（2）県管理河川

種　別	重　　要　　度		
	A	B	C
河　　積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、３～５年に１回以上水があふれる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。(一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは上端幅が、計画の２分の１以下のもの)	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。(一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の３分の２以下の区間)	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があってなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後１年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	Ａ、Ｂ以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後２年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏　　水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	Ａ、Ｂ以外で漏水、法崩れのおそれがある箇所。
水　　衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が深掘され堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘が予想される箇所。	河岸が深掘されているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損していて危険の生ずることが予想される箇所。	
背　　水	海域、河川、湖沼の洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の洪水による背水によって、３～５年に１回以上の水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工　　事	諸事情によって、増水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

第４章　水防体制

４．１　雲南市水防本部の体制

１．業務の開始

雲南市水防本部は、松江地方気象台から水防に関する気象等予警報を受けたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

２．業務の体制

水防本部は、次の体制に区分して水防業務を行う。

体制	基　　準	体制の決定	動　　員
警戒体制	雲南市において、大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき	自動配備	**警戒体制** 防災担当指定職員
警戒本部	１．雲南市において、大雨警報等が発表され、かつ 24 時間雨量が 200mm 以上と予想されるとき	自動設置	**第１次体制** 防災担当指定職員 【本庁】 課長級以上の職員 総務部総務課の職員 建設部建設事業課の職員 産業振興部農林土木課の職員 【総合センター】 ＧＬ以上の職員
	２．副市長が必要と認めたとき	副市長が統括危機管理監と協議の上決定	**第２次体制** 防災担当指定職員 【本庁】 ＧＬ以上の職員 総務部総務課の職員 建設部建設事業課の職員 産業振興部農林土木課の職員 （各部局の動員体制表による） 【総合センター】 全職員
	３．総合センター所長が必要と認めたとき	総合センター所長が統括危機管理監と協議の上、副市長が決定し、設置する	総合センター所長と統括危機管理監が協議して副市長が決定

災害対策本部	１．雲南市において大雨警報等が発表され、かつ時間雨量が 80mm、24 時間雨量が 200mm 以上と予想されるとき　あるいは災害が発生し、その規模及び範囲から、特に対策を要すると市長が認めたとき	市長が決定し、指示する	**第３次体制** **全職員** **（各部局の動員体制表による）**
	２．総合センター所長が必要と認めたとき	総合センター所長が統括危機管理監と協議の上、市長が決定し、設置する	総合センター所長と統括危機管理監が協議して市長が決定

４．２　警察署及びその他関係機関との連絡

１．警察署との連絡

市は、雲南警察署と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておくものとする。

２．その他関係機関との連絡

市は、警戒本部を設置した場合及びその他必要がある場合は、その旨関係各機関に通報するものとする。

第５章　水防活動

５．１　気象状況の連絡

１．気象等警報・注意報の発表　＊1

松江地方気象台は、次の基準に該当した場合、警報及び注意報を発表する。

（１）水防に関する気象等注意報の種類と発表基準

大雨注意報:大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合。			
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	土壌雨量指数基準*1
東　部	雲南市	1時間雨量:30 ㎜	96

＊1:「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。

洪水注意報:洪水によって災害が起こるおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当する場合。			
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準*2
東　部	雲南市	1時間雨量:30 ㎜	三刀屋川流域:18 赤川流域:8

＊2:「流域雨量指数」とは、流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。

(2)水防に関する気象等警報の種類と発表基準

大雨警報:大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合。			
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	土壌雨量指数基準*1
東　部	雲南市	1時間雨量:80	146

＊1:「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。

洪水警報:洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合。			
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準*3
東　部	雲南市	1時間雨量:80	三刀屋川流域=22 赤川流域=15

＊2:「流域雨量指数」とは、流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。

２．気象等情報の発表

松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に情報を発表する。

なお、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス雨量、及び島根県等の観測雨量、又はレーダー・アメダス解析雨量で１時間降水量が県東部及び西部で１００ｍｍ、隠岐で８０ｍｍを超える雨量を観測又は解析した場合に発表する。

３．気象等の予警報情報の伝達

雲南市水防本部は、水防に関する気象等の予警報情報を周知する必要があると認められた場合は、水防団（消防団）を始めとする水防関係者及び住民へ速やかに周知徹底を図る。

気象等警報・注意報・情報伝達系統図

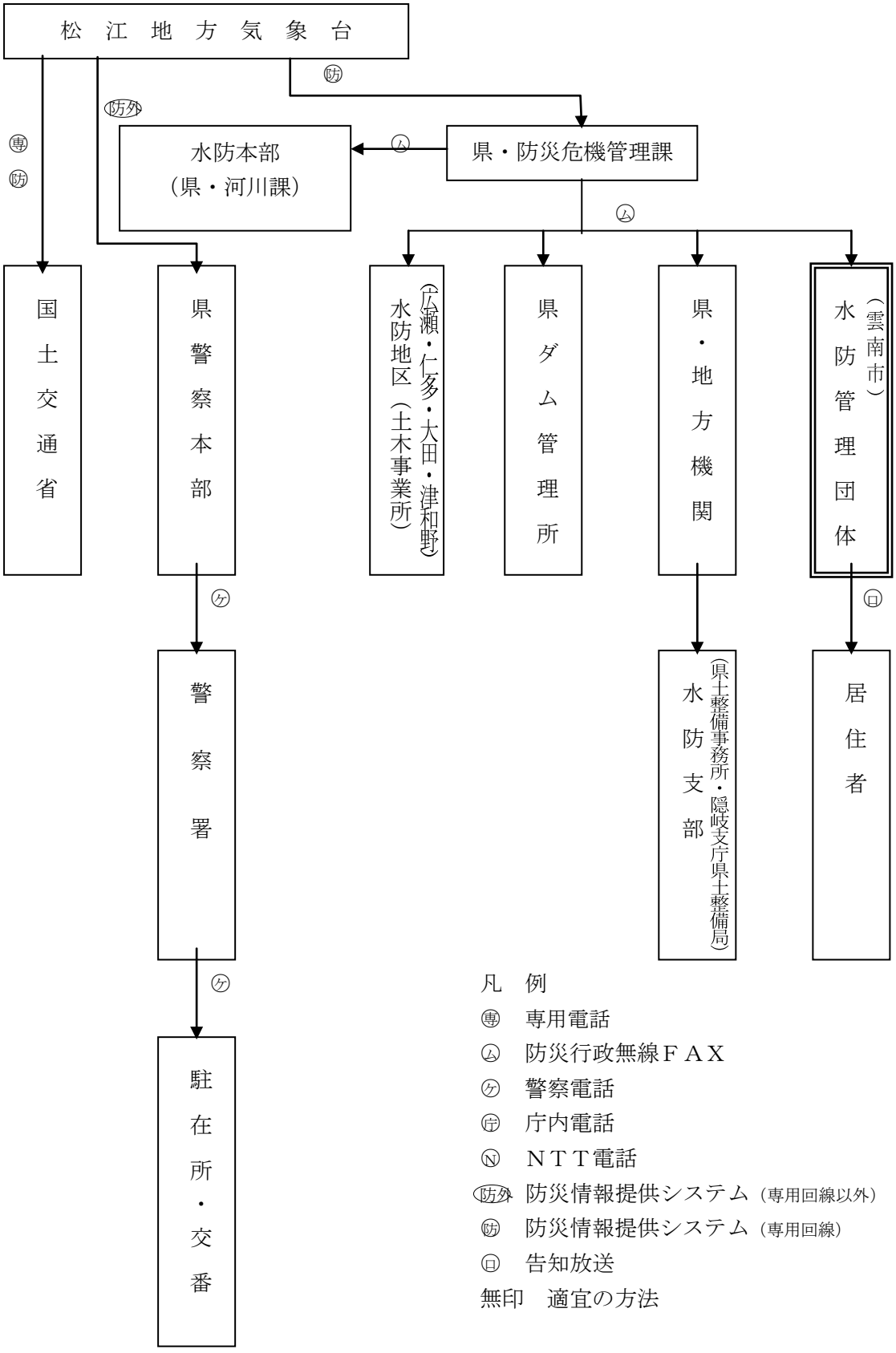

５．２　雨量及び水位の観測と通報及び公表

１．雨量・水位の観測システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位のテレメータ観測所を次の表で示す観測システムにより監視できる。 これらデータは、最短１０分毎に速報値として更新される。

但し、島根県総合防災情報システムの河川水位については６０分毎で更新される。

雨量・水位の観測システム	所　管	情報の内容
島根県総合防災情報システム	島根県 防災危機管理課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム、島根県農林水産部森林整備課及び気象庁観測システム等
島根県水防情報システム	島根県 河川課	河川課及び農地整備課、砂防課所管データ （国土交通省が管理する河川水位の一部情報あり）
インターネット 【しまね防災ポータル】 （ＰＣ版)http://www.bousai-shimane.jp （携帯版）http://www.bousai.jp/m/	島根県 防災危機管理課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム 島根県農林水産部森林整備課及び気象庁観測システム等
メールシステム 【しまね防災メール】	島根県 防災危機管理課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム 島根県農林水産部森林整備課及び気象庁観測システム等
インターネット 【島根県水防情報】 http://www.bousai.shimane.jp/urousuii/pc/ssim0101g.html	島根県 河川課	島根県水防情報システム
携帯電話 【国土交通省　川の防災情報】 http://i.river.go.jp/	国土交通省	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム及び国土交通省が管理する河川の一部情報

その他、県内の雨量・河川水位を観測するシステムは次の表で示すものがある。

島根県土砂災害予警報システム	島根県 砂防課	土砂災害が発生する恐れを知らせる危険度情報
インターネット 【島根県砂防課土砂災害ﾘｱﾙﾀｲﾑ雨量】 http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo_uryo/menu.html	島根県 砂防課	土砂災害が発生する恐れを知らせる危険度情報
インターネット 【国土交通省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ】 http://www.river.go.jp/	国土交通省	斐伊川、江の川、高津川に関する国土交通省が管理する河川の情報 （島根県河川課ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからリンクしている）

インターネット 【気象庁ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ】 http://www.jma.go.jp/	気象庁	島根県内の気象庁管理（アメダス）の雨量
インターネット 【防災情報提供センター】 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省	国土交通省（河川局・気象庁・道路局）管理の雨量

２．雨量及び水位の観測

（１）雲南市水防本部は、関係する雨量及び水位観測所の正確な情報を把握に努めるものとする。

（２）島根県水防雲南支部から、水位情報等に関する情報を受けたときは、正確な情報の把握に努めるとともに速やかに、状況の把握に努めることとする。

３．水位の通報

（１）雲南市水防本部は、水防に関する気象等予警報の連絡を受け、増水のおそれがあると認めたとき、又は河川が水防団待機水位に達したときは、常に関係する水防情報システム水位観測所の水位の変動を監視するものとする。

（２）雲南市水防本部は、水防団待機水位及びはん濫注意水位に達した場合、その時刻と水位を直ちに関係団体に通報するものとする。

（３）国管理区間及び県管理区間に関係のある河川については、国土交通省関係事務所と雲南市水防本部とが、必要に応じ相互に通報するものとする。

（４）各水防機関は、必要に応じ他の水防機関が入手した水位観測結果の通報を受けるものとする。

４．ダム等からの通報

（１）出雲市建設事業部所管のダムからの通報

稗原ダムより次の事項について通報がある。

ダム操作規則に定める通報。

（２）県企業局所管のダムからの通報

三成ダムより次の事項について通報がある。

ダム操作規則に定める通報。

（３）中国電力㈱所管のダムからの通知

阿井川ダムより次の事項について通知がある。

ダム操作規定に定める通知。

（４）国土交通省所管ダムからの通知

尾原ダムを所管する国土交通省出雲河川事務所から次の事項について通知がある。

ダム操作規則に定める通報。

上記通報があった場合関係機関に速やかに通報するものとする。

５．３　ダム、水門、樋門、堰の操作

各施設の管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

また、操作規則等を定めていない施設の管理者は、常に施設が十分に機能できるように整備しておくとともに、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。

市長は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

堰一覧表 ・・・・・・・・・・・・ 別表第５号表
水門・樋門一覧表 ・・・・・・・ 別表第６号表
ダム一覧表 ・・・・・・・・・・ 別表第７号表
ダム機能表 ・・・・・・・・・・ 別表第８号表
ダム関係通報系統図 ・・・・・・ 別表第９号表

５．４　洪水予報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と気象庁長官（松江地方気象台長）は、２以上の県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、次により共同して洪水予報を発表する。

１．洪水予報を行う河川及びその範囲

河 川 名	実　施　区　域	基準地点
斐伊川	左岸：雲南市木次町下熊谷 126 番の 5 地先 から出雲市出島町 19 番地の 3 地先まで 右岸：雲南市木次町西日登 2452 番の 3 地先から 出雲市島村町 373 番の 6 地先まで	木　次 新伊萱 大　津 灘　分

２．洪水予報の種類と発表基準

種　類	標　題	発　表　基　準
洪水注意報	斐伊川はん濫注意情報	洪水予報対象観測所の水位が、はん濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
洪水警報	斐伊川はん濫警戒情報	洪水予報対象観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
	斐伊川はん濫危険情報	洪水予報対象観測所の水位が、はん濫危険水位に到達したとき。
	斐伊川はん濫発生情報	洪水予報を行う区域において、はん濫が発生したき。

３．発表の様式

斐伊川洪水予報　・・・・・・・・・　別表第１０号表

４．洪水予報河川（国管理河川）対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	計画高水位 m	はん濫危険水位 m	避難判断水位 m	はん濫注意水位 m	水防団待機水位 m	関係水防支部名（地区名）	対象水防管理団体名
斐伊川	木次	雲南市木次町下熊谷	5.50	5.00	4.20	3.50	2.50	雲南	雲南市
	新伊萱	雲南市加茂町三代	5.30	5.20	4.30	3.40	2.50	雲南 出雲	雲南市 出雲市

５．斐伊川洪水予報伝達系統図

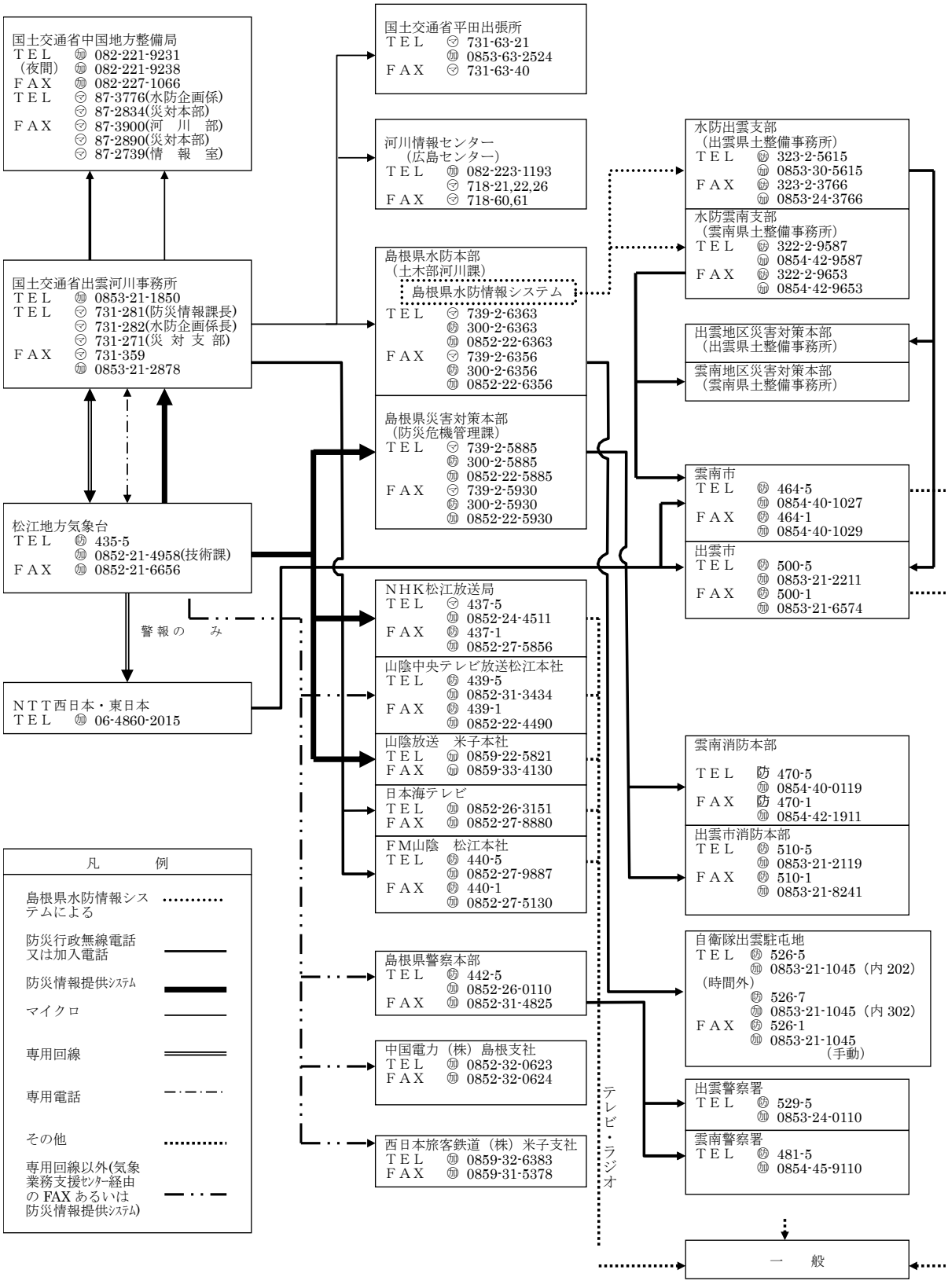

５．５　水位周知（県管理河川）

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、別に定める発表基準により、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位に到達した場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならい。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

１．水位到達情報（県管理河川）の発表、伝達方法

（１）水位周知河川（県管理河川）区域及び発表者は次表①のとおりとする。

（２）水位到達情報の発表の基準になる水位観測所及び、対象水防管理団体は次表②のとおりとする。

（３）水位到達情報の伝達は次図③に示す伝達系統により行うものとする。

（４）水防支部は、次表②のはん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。

発表の様式は別表１１号表のとおりとする。

発表基準

河川名	はん濫注意情報 （はん濫注意水位）	はん濫警戒情報 （避難判断水位※）	はん濫危険情報 （はん濫危険水位）
次表②に記載する水位周知河川	○	○	○

※避難判断水位は水防法第１３条で規定される特別警戒水位と同義

①水位周知河川（県管理河川)、区域及び発表担当者

水　系	河川名	区　域	発表担当者
斐伊川	斐伊川 （幹川）	左岸：雲南市三刀屋町上熊谷（新引野橋）から雲南市木次町下熊谷1,912番の2地先まで 右岸：雲南市木次町西日登（新引野橋）から雲南市木次町新市2,025番地先まで	水防雲南 支部長
〃	久野川	左岸：雲南市木次町東日登（日の出橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市木次町木次（日の出橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	赤川	左岸：雲南市大東町大東869番の1地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市大東町大東7番地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	三刀屋川	左岸：雲南市三刀屋町古城1203番の5地先（坂山橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市三刀屋町三刀屋390番の1地先（三刀屋新大橋）から斐伊川への合流点まで	〃

②水位周知河川（県管理河川）対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	堤防高上：左岸 （m）下：右岸	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名 （地区名）
斐伊川 （幹川）	日登	雲南市木次町西日登	5.00 5.00	（m） 4.00	（m） 3.10	（m） 2.70	（m） 1.60	雲南
久野川	日の出橋	雲南市木次町東日登	4.50 4.60	3.10	2.70	2.20	1.50	〃
赤川	町上	雲南市加茂町加茂中	7.64 7.49	6.30	5.10	3.00	1.70	〃
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町三刀屋	5.10 6.10	3.70	3.00	2.80	1.80	〃

③水位到達情報　（県管理河川）伝達系統図

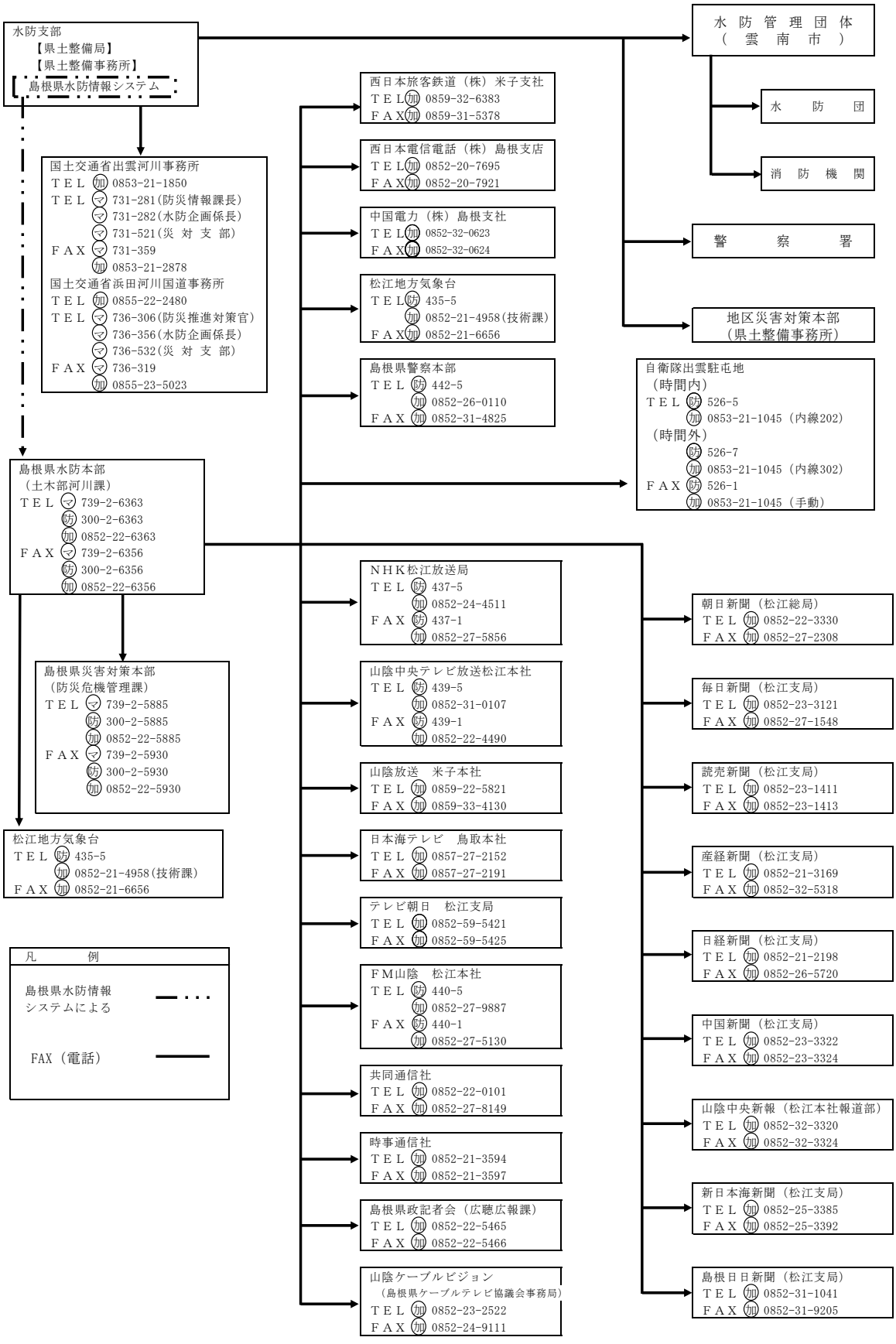

５．６　水防警報（国土交通省管理河川）

国土交通大臣（国土交通省出雲事務所長）は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について水防警報を発表する。

１．安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

２．水防警報の種類

発表段階	種　類	内　　容
第１段階	待　機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第２段階	準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第３段階	出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適　　宜	指　示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水が溢れる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第４段階	解　除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

（ただし、待機、準備の２段階は状況により省略することができる。）

３．水防警報（国土交通省管理河川）の発表、伝達等の方法

（１）水防警報の指定河川、区域及び発表担当者は次表①のとおりとする。
（２）水防警報の伝達は次図②に示す通報系統により行うものとする。
（３）警報の発表の基準となる水位観測所は次表③のとおりとする。
（４）発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
（５）発表の様式は別表１２号表のとおりとする

① 水防警報（国土交通省管理河川）指定河川、区域及び発表担当者

水　系	河川名	区　　域	発表担当者	受報者
斐伊川	斐伊川	左岸　雲南市木次町下熊谷 126 番の 5 地先から海まで 右岸　雲南市木次町西日登 2452 番の 3 地先から海まで	国土交通省出雲河川事務所長	島　根　県 河 川 課 長
			連絡方法	0852-22-6363 及び河川情報 CRT

②水防警報（国土交通省管理河川）伝達系統図

注）水防支部、水防管理団体は水位観測所ごとに次頁③に定める。

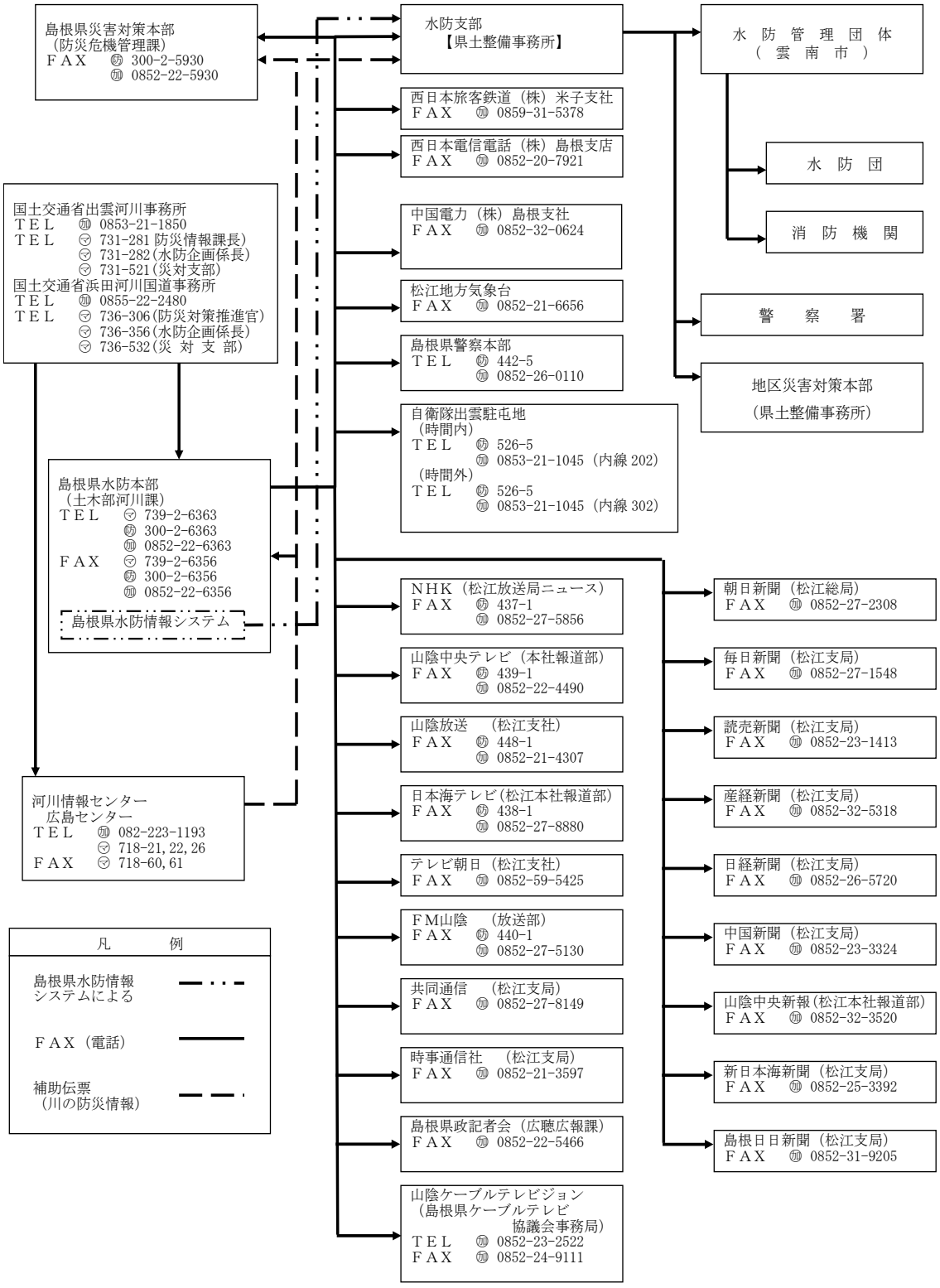

③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）
斐伊川（斐伊川）	木次	雲南市木次町下熊谷	（m）5.609	（m）5.00	（m）4.70	（m）3.50	（m）2.50	雲南
〃	新伊萱	雲南市加茂町三代	5.511	4.00	3.70	3.40	2.50	雲南 出雲

④水防警報　（国土交通省管理河川）　発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等によりはん濫注意水位を越えると見込まれるで、はん濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	はん濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれる災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	はん濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。（適宜）	水位がはん濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位（m）（水防団待機水位）	水位（m）	水位（m）（はん濫注意水位）	水位（m）（はん濫注意水位）	
斐伊川	木次	2.50	－	3.50	－	－
〃	新伊萱	2.50	－	3.40	－	－

５．７　水防警報（県管理河川）

知事は、国土交通大臣が指定した以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表する。

１．安全確保の原則

５．６．１に同じ。

２．水防警報の種類

５．６．２に同じ。

３．水防警報（県管理河川）の発表、伝達等の方法

（１）水防警報の指定河川、区域及び発表担当者等は次表①のとおりとする。

（２）水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。

（３）警報の発表の基準となる水位観測所は次表③のとおりとする。

（４）発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。

（５）発表の様式は別表第１３号表のとおりとする。

①水防警報河川（県管理河川)、区域及び発表担当者

水　系	河 川 名	区　　域	発表担当者
斐伊川	斐伊川 （幹川）	左岸：雲南市三刀屋町上熊谷（新引野橋）から雲南市木次町下熊谷 1,912 番の 2 地先まで 右岸：雲南市木次町西日登（新引野橋）から雲南市木あｑ次町新市 2,025 番地先まで	水防雲南 支部長
〃	久野川	左岸：雲南市木次町東日登（日の出橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市木次町木次（日の出橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	赤川	左岸：雲南市大東町大東 869 番の１地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市大東町大東７番地先（神田橋）から斐伊川への合流点まで	〃
〃	三刀屋川	左岸：雲南市三刀屋町古城 1203 番の５地先（坂山橋）から斐伊川への合流点まで 右岸：雲南市三刀屋町三刀屋 390 番の１地先（三刀屋新大橋）から斐伊川への合流点まで	〃

②水防警報（県管理河川）伝達系統図

注）水防支部、水防管理団体は水位観測所ごとに次頁③に定める。

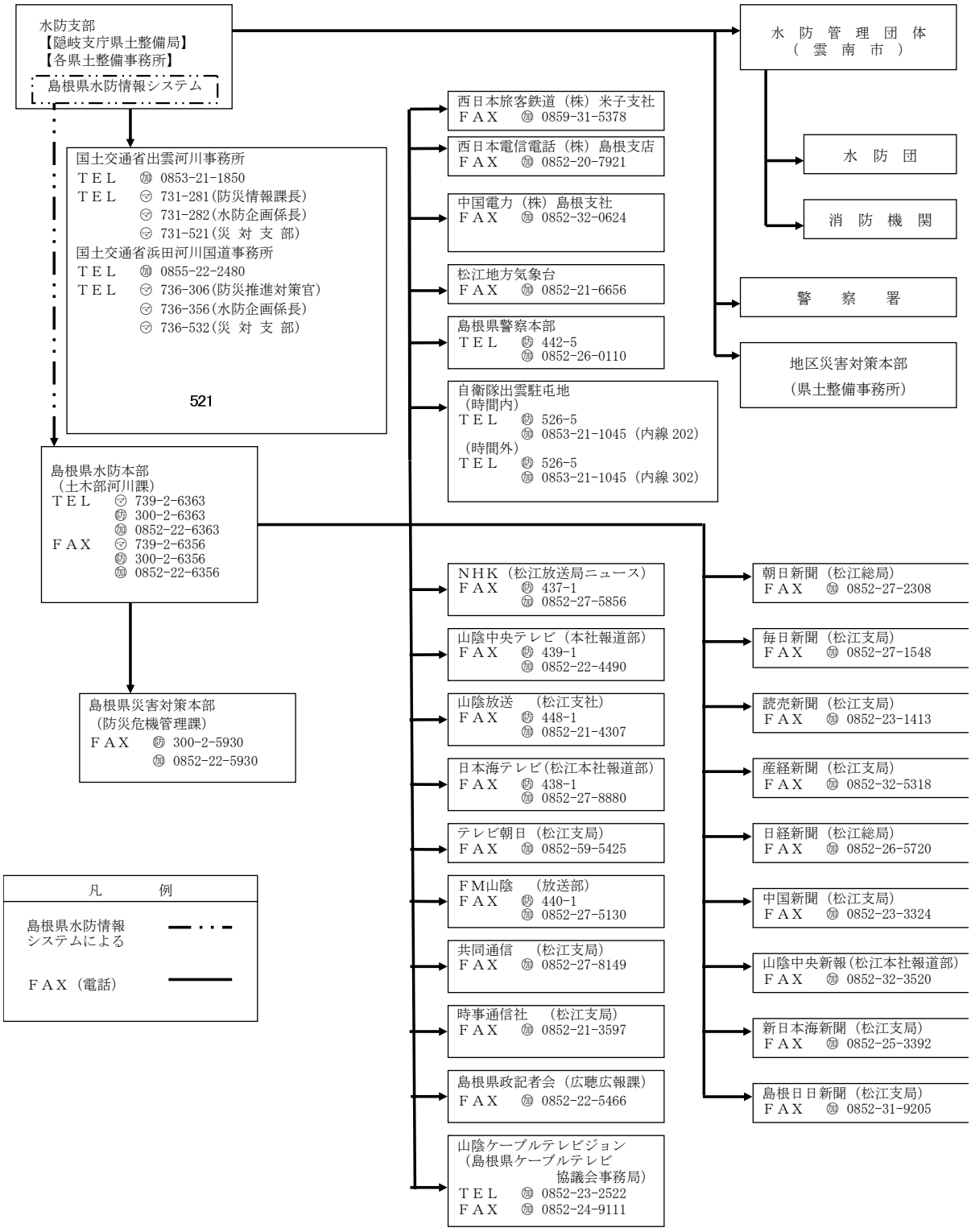

③水防警報河川（県管理河川)、対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上：左岸 下：右岸 (m)	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名（地区名）
斐伊川（幹川）	日登	雲南市木次町西日登	5.00 5.00	(m) 4.00	(m) 3.10	(m) 2.70	(m) 1.60	雲南
久野川	日の出橋	雲南市木次町東日登	4.50 4.60	3.10	2.70	2.20	1.50	〃
赤川	町上	雲南市加茂町加茂中	7.64 7.49	6.30	5.10	3.00	1.70	〃
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町三刀屋	5.10 6.10	3.70	3.00	2.80	1.80	〃

④水防警報　（県管理河川）　発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により警戒水位を越えると、見込まれるときで、はん濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	はん濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれる災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	はん濫危険水位に達し災害の恐れがあるとき、その他の水防上必要な情報（適宜）	水位がはん濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位（m）（水防団待機水位）	水位（m）	水位（m）（はん濫注意水位）	水位（m）（はん濫危険水位）	
斐伊川	日登	1.60	2.20	2.70	4.00	－
久野川	日の出橋	1.50	1.90	2.20	3.10	－
赤川	町上	1.70	2.40	3.00	6.30	－
三刀屋川	坂山橋	1.80	2.30	2.80	3.70	－

５．８　河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は毎年増水期前に区域内の河川堤防等を巡視しなければならない。

巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

（ア）危険な箇所の点検、確認をすること。

（イ）上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。

（法９）

５．９　水防機関の出動と出動後の水防活動

１．雲南市の水防活動

（１）市は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、あらかじめ定められた計画により、堤防の監視及び警戒配置につく。

（２）水防団（消防団）員は、水防警報又は気象警報が発表されたとき、又ははん濫注意水位に達したときは、計画された人員で配置につくとともに、何時でも全員が出動できるように準備を整える。

（３）水防団（消防団）員は別表第１４号表の第１信号で出動を予期し、第２信号で出動する。

（４）水防団（消防団）員は河川の状況、水防活動状況を雲南市長に報告すること。特に河川に被害が生じている場合はその範囲を速やかに雲南市長に報告する。

（５）水防団（消防団）員から報告があった場合、雲南市は別表第１６号表（出水様式２、３、４）により水防雲南支部へ報告する。

（６）水防活動に従事する者は、通信機器を携行する、ライフジャケットを着用するなど自身の安全を十分確保した上で活動にあたること。

２．警戒巡視の編成

市長は水防に関する気象等予警報を受けたとき、洪水の危険が予測されるときは、次により堤防の監視及び警戒員を配置する。

（１）避難判断水位までは、堤防延長２㎞ごとに１人の基準で警戒にあたる。

（２）避難判断水位に達したときは、堤防延長 0.5～１㎞ ごとに警戒員１人。連絡員２人の基準で警戒にあたる。

３．措置

（１）前項警戒員は、水防上危険と認められる箇所があれば、直ちに市長に通報する。

（２）市長は水防関係機関に連絡し、共同して措置を講ずる。

（３）雲南警察署、下流の水防管理団体、及びその他の水防関係者と、あらかじめ本計画について、打合せを行っておくものとする。

（４）市長は堤防が決壊し、又はこれに準ずるべき非常事態が発生したとき

は、他の消防機関、又はその他の応援を求める等、水防に必要な措置を講じ、被害を最小限に止めなければならない。

４．国の水防活動

国土交通大臣は、洪水による災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは水防活動を行うことができる（特定緊急水防活動）また、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨通知しなければならない。活動を終了しようとするときも同様とする。（法３２）

５．優先通行

（１）別表第１５号表に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。（法 18）

（２）警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。（災害対策基本法第７６条の３第１項）

（３）警察官は上記（２）の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。（同法第７６条の３第２項）

（４）警察官がその場にいない場合、消防吏員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記（２）、（３）と同じ権限が与えられる。（同法第７６条の３第３項、第４項）

６．緊急通行（法１９）

水防団（消防団）員が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない空地を通行することが許される。

７．警戒区域の設定（法21）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団（消防団）長、水防団（水防団）員又は消防機関に属するものは（これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。

８．居住者に対する水防従事命令（法２４）

市長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市内の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

９．公用負担（法２８）

市長又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

１．必要な土地の一時使用。

２．土石、竹木、その他の資材の使用又は収用。
３．車両、その他の運搬用機器又は器具の使用。
４．工作物、その他の障害物の処分。

ただし、これらの権限を行使する者は、その身分証明書を、またこの者委任を受けた者は、別表第１７号表（１）に示す証明書を呈示し、原則として別表第１７号表（２）の命令票を目的物の所有者、管理人又はこれらに準ずる者に交付してから行使する。

なお、市は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

１０．通信優先利用（法２７）

水防に関する通信の方法は、島根県防災行政通信施設及び日本電信電話株式会社の加入電話の普通利用によるが、国土交通大臣、知事、市長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。

１．警察通信施設
２．気象官署通信施設
３．鉄道通信施設
４．電気事業通信施設

１１．援助・応援（法２２、２３）

市長は、そのもとにある消防機関のみでは対処しきれないときには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

１２．水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法８３）

市長は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県消防防災課）にその旨を依頼するものとする。

なお、詳細は「雲南市地域防災計画」による。

１３．費用負担（法４１、４２、４３の２）

市の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。

この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとする。

なお、５．９．４に規定する国が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

１４．水防の解除

市長は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に

低下して警戒の必要がなくなったとき、又は関係水防支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知することとする。

14. 水防活動実施に関する情報伝達経路

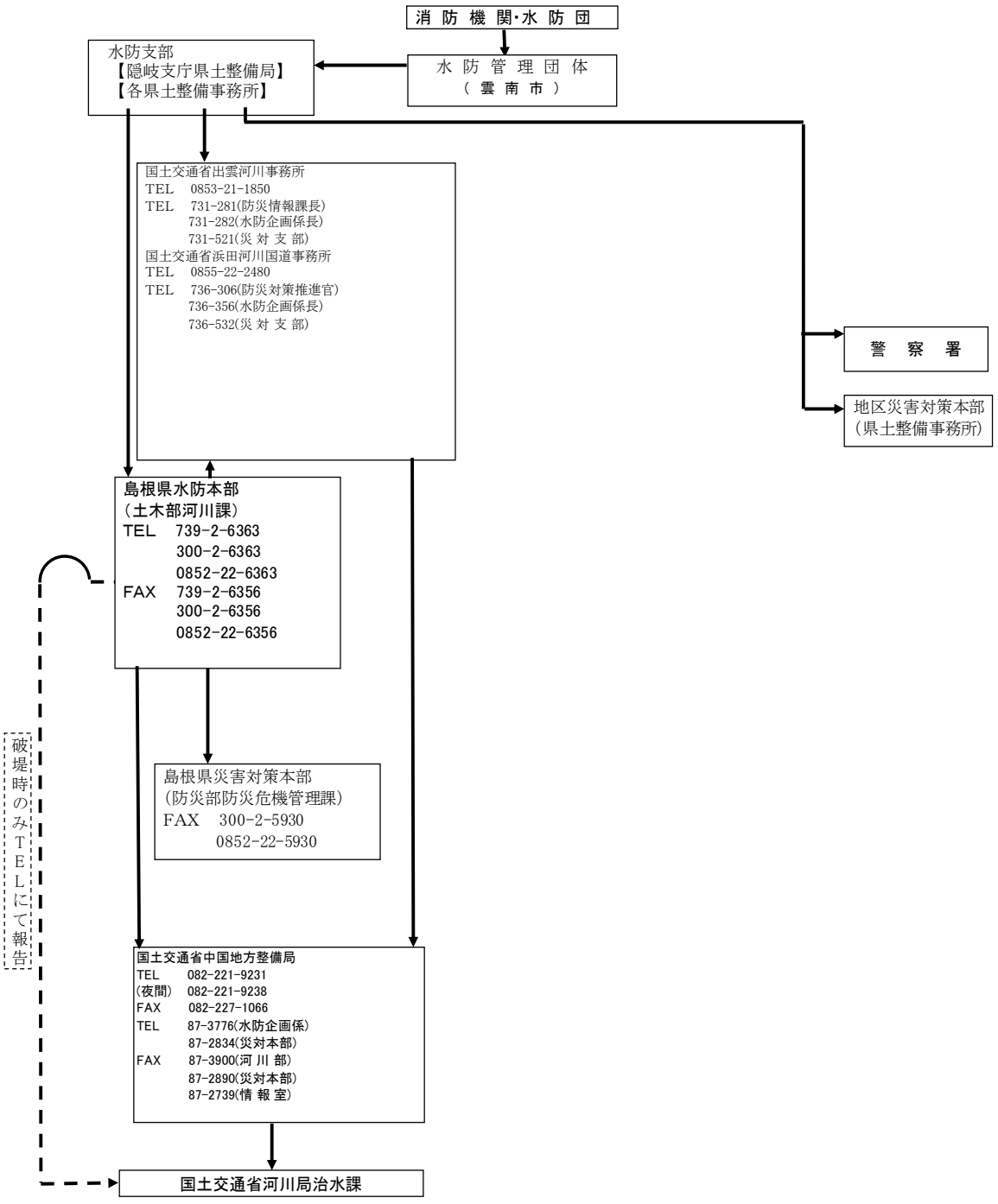

凡　例	
FAX（電話）	――

15. 避難勧告等の発表に関する情報伝達経路

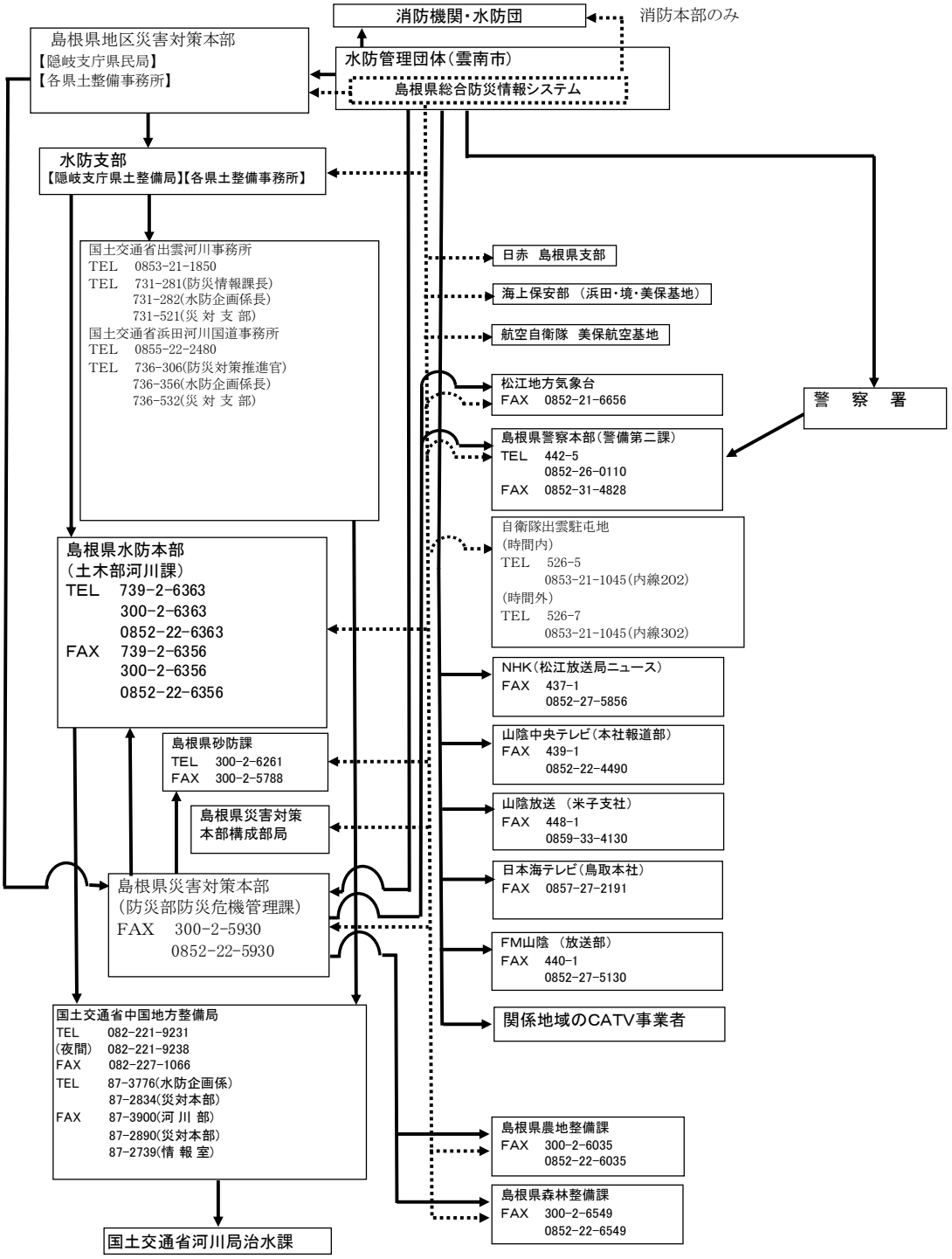

凡　例

FAX（電話）

島根県総合防災

16. 一般被害の発生に関する情報伝達経路

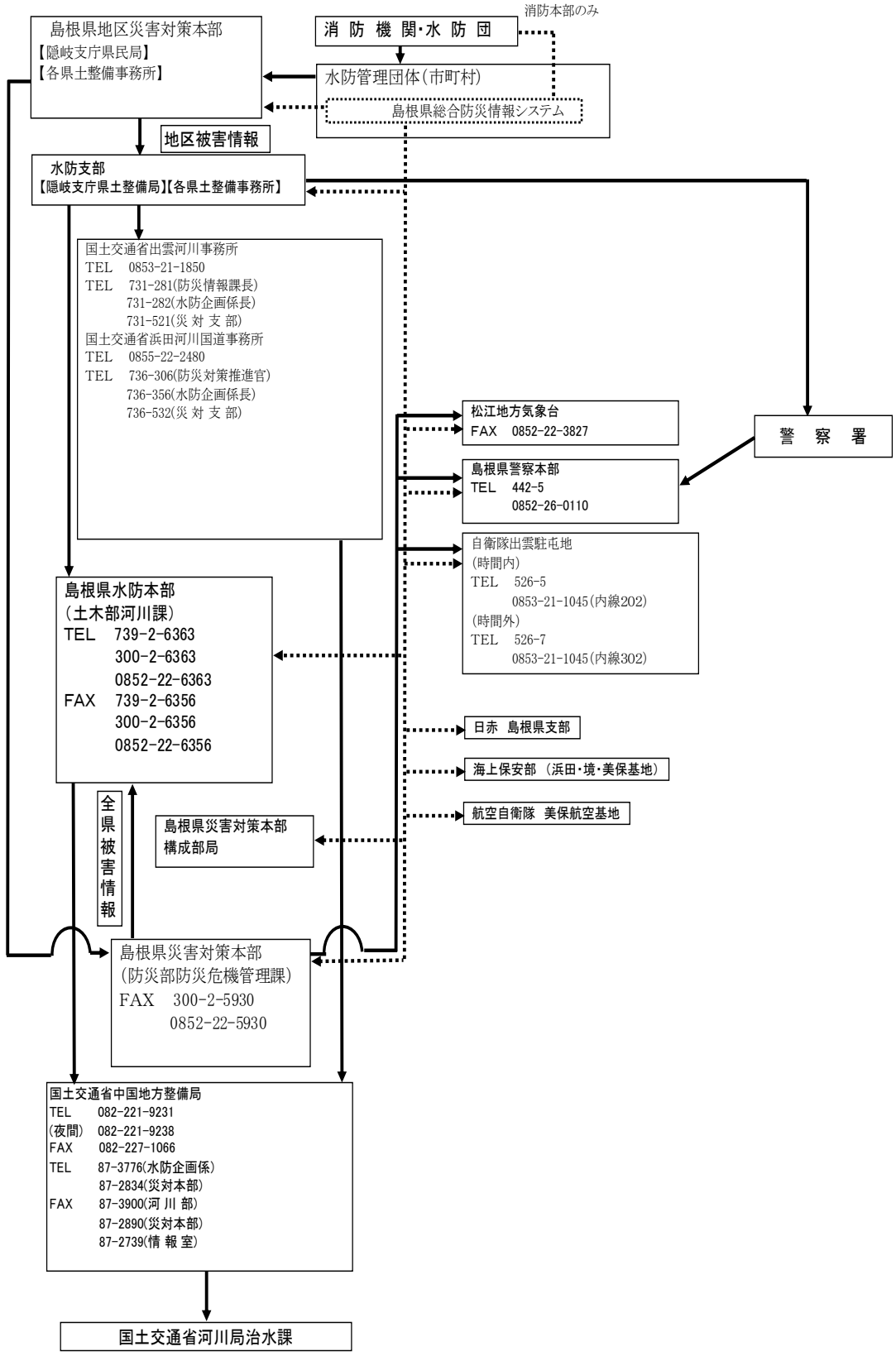

５．１０　水防協力団体

１．水防協力団体の指定（法３６）

市長は、公益法人又は特定非営利法人であって、法３７に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２．水防協力団体の業務（法３７）

（１）水防団（消防団）又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
（２）水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
（３）水防に関する調査研究を行うこと。
（４）水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
（５）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

３．想定される水防協力団体の業務

（１）「水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力」として、河川巡視、水防工法の実施、避難支援などの水防団（消防団）等が行う水防活動に対す収集及びその提供等。
（２）「水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。
（３）「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等、水防に関する調査及び研究等。
（４）「水防に関する知識の普及や啓発」として、講習会や研修などの実施等、水防に関する知識の普及や啓発等。
（５）「前号に掲げる業務に付帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

４．水防団体との連携（法３８）

市は、水防団（消防団）及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

５．監督等（法３９）

市長は、水防協力団体に対し、

（１）必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。

（２）業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（３）２．の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

６．情報の提供（法４０）

国、島根県及び雲南市は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

７．水防訓練（法３２の２）

毎年水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

８．協力団体制度の水防概念図

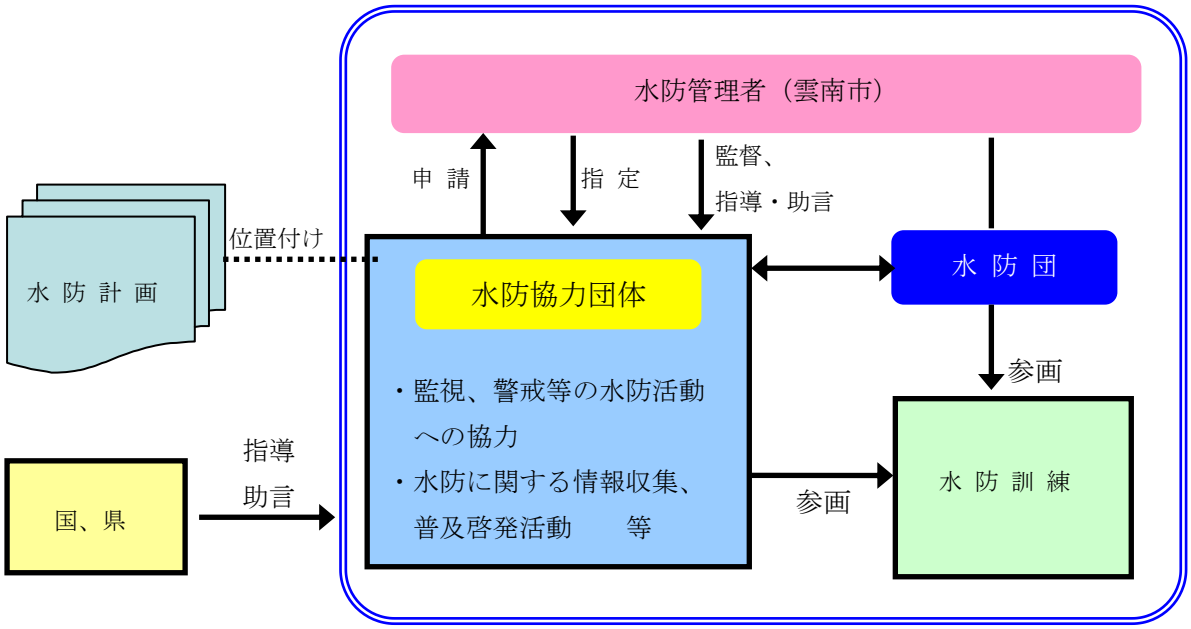

５．１１　決壊に際しての措置

１．決壊の通報（法２５）

堤防等が決壊したときは、市長又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、水防雲南支部長、雲南警察署長、及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。

２．決壊後の措置（法２６）

堤防等が決壊したときでも、市長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

５．１２　避難のための立退

１．指示（法２９）

洪水の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、本部長、本部長の命を受けた者又は市長は、迅速、確実に居住者に対して指示する。なお、市長が指示する場合には雲南警察署長にその旨を通知しなければならない。

２．勧告・指示の発表、伝達方法

（１）避難勧告等の情報伝達は次図に示す通報系統により行うものとする。
（２）発表の様式は別表第１８号表のとおりとする。

３．避難場所及び避難経路

雲南市は、避難場所及び避難経路を示した図を作成し、一般に周知しておくものとする。

５．１３　水防資材器具等の整備並びに輸送

１．国土交通省の水防資材器具等

市長は国土交通省出雲河川事務所所有の備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、直接事務所に要請するものとする。

２．県の水防資材器具等

（１）市長は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防支部長に要請するものとする。

（２）水防雲南支部長は、市長の要請に基づき資材器具の提供を決定するものとする。

（３）水防本部長は、県有備蓄資材等の配置を調整し、水防雲南支部長に対して必要な指示を行うものとする。

（４）市長は災害が発生し又はそのおそれがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防雲南支部を経由し、水防本部へ出動を要請する。

３．水防資材器具の整備

（１）水防用設備資材及び器具

水防用設備資材及び器具は、別表第１９号表のとおりとし、常時水防倉庫等に備蓄しておくものとする。

（２）水防資材の補充

各水防倉庫の備蓄資材を活用し、かつ多量の資材が必要とする災害の場合を考慮して、国、県に要請しかつ、市内の特定業者と事前に協定等し、非常時資材確保に努めるものとする。

（３）水防資材の分散

河川が氾濫し、資材の輸送に困難な場合を想定し水防倉庫以外の適切な場所へ分散しておくものとする。

なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所の選定しておくものとする。

４．水防資材器具等の輸送の確保

（１）水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。

（２）水防雲南支部は、雲南市との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路を非常事態を考慮して定めておくものとする。

（３）輸送のための県、雲南市の保有する車両の配置状況は、別表第２０号表のとおりである。

５．１４　記録、報告

１．記録

市長は水防団（消防団）員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

（１）警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻。
（２）出動水防作業員の氏名。
（３）堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。
（４）使用資材及び数量。
（５）破損した器具資材及び数量。
（６）警戒中の観測水位。
（７）水防法第１７条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。
（８）公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由。
（９）処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。
(10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由。
(11) 水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。
(12) 避難を指示した時刻及び事由。
(13) 支出費の明細。
(14) その他記録を必要とする事項。

２．報告

市長は、水防が終了したときは速やかに、別表第２２号表に必要事項を記入して、島根県水防雲南支部を経由して島根県水防本部長に報告するものとする。

第１号表　雨量観測所一覧

（１）島根県水防情報システム関係

水防支部（地区名）	水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
雲南	斐伊川	きすき 木次	雲南市	木次町 下熊谷	国土交通省 出雲河川事務所	雲南県土 整備事務所	0854-42-9587	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
	〃	だいとう 大東	〃	大東町 大東	〃	〃	〃	〃
	〃	よしだ 吉田	〃	吉田町 吉田	〃	〃	〃	〃
	〃	はた 波多	〃	掛合町 波多	〃	〃	〃	〃

（２）島根県土砂災害予警報システム関係（砂防課所管）

水防支部（地区名）	水系名	観測所名	所在地名		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
雲南	斐伊川	なかゆいし 中湯石	雲南市	大東町 中湯石	雲南県土 整備事務所	雲南県土 整備事務所	0854-42-9599	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
	〃	かみくの 上久野	〃	大東町 上久野	〃	〃	〃	〃
	〃	かも 加茂*1	〃	加茂町 加茂中	〃	〃	〃	〃
	〃	にしひのぼり 西日 登＊	〃	木次町 西日登	〃	〃	〃	〃
	〃	うえやま 上山	〃	吉田町 上山	〃	〃	〃	〃
	〃	よしだむら 吉田村	〃	吉田町 吉田	〃	〃	〃	〃
	〃	たね 多根	〃	掛合町 多根	〃	〃	〃	〃
	〃	いるま 入間	〃	掛合町 入間	〃	〃	〃	〃
	〃	みとや 三刀屋	〃	三刀屋町 三刀屋	〃	〃	〃	〃

＊松江地方気象台が発表する気象等情報（注意報・警報・情報・記録的短時間大雨情報）に利活用する観測所

＊1 農林水産部森林整備課所管雨量観測所と供用

（３）森林整備課関係

水防支部（地区名）	水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
雲南	斐伊川	大東（だいとう）	雲南市	大東町大東	森林整備課雲南市	雲南市役所大東総合ｾﾝﾀｰ	0854-43-8160	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
	〃	遠所（えんじょ）	〃	大東町遠所	〃	〃	〃	〃
	〃	三笠山（みかさやま）	〃	大東町南村	〃	〃	〃	〃
	〃	塩田（しおた）	〃	大東町塩田	〃	〃	〃	〃
	〃	川井（かわい）	〃	大東町川井	〃	〃	〃	〃
	〃	加茂（かも）	〃	加茂町加茂中	〃	雲南市役所加茂総合ｾﾝﾀｰ	0854-49-8602	〃
	〃	岩倉（いわくら）	〃	加茂町岩倉	〃	〃	〃	〃
	〃	三代（みじろ）	〃	加茂町三代	〃	〃	〃	〃
	〃	木次（きすき）	〃	木次町木次	〃	雲南市役所	0854-40-1027	〃
	〃	斐伊（ひい）	〃	木次町山方	〃	〃	〃	〃
	〃	日登（ひのぼり）	〃	木次町宇谷	〃	〃	〃	〃
	〃	西日登（にしひのぼり）	〃	木次町東日登	〃	〃	〃	〃
	〃	温泉（おんせん）	〃	木次町湯村	〃	〃	〃	〃

（４）国土交通省関係

水系名	観測所	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	尾原（おばら）ダム	雲南市	木次町平田	国土交通省出雲河川事務所	国土交通省出雲河川事務所	0853-21-1850	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
〃	田井（たい）	〃	吉田町深野	〃	〃	〃	〃
〃	吉田（よしだ）	〃	吉田町吉田	〃	〃	〃	〃
〃	鍋山（なべやま）	〃	三刀屋町乙加宮	〃	〃	〃	〃
〃	久野（くの）	〃	大東町上久野	〃	〃	〃	〃
〃	大東（だいとう）	〃	大東町大東	〃	〃	〃	〃
〃	木次（きすき）	〃	木次町下熊谷	〃	〃	〃	〃
〃	波多（はた）	〃	掛合町波多	〃	〃	〃	〃

（５）気象庁関係

水系名	観測所	気象等情報で用いる名称	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等				
斐伊川	掛合（かけや）	雲南市掛合	雲南市	掛合町掛合	松江地方気象台	松江地方気象台	0852-21-4958	ｱﾒﾀﾞｽ
斐伊川	大東（だいとう）	雲南市大東	〃	大東町下阿用	〃	〃	〃	〃

（６）西日本旅客鉄道関係

水系名	観測所	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	木次	雲南市	木次町里方	米子支社	米子施設指令	0859-32-6383	ﾃﾚﾒｰﾀｰ

（7）その他

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
斐伊川	大東	雲南市	大東町大東	雲南市	雲南市役所大東総合ｾﾝﾀｰ	0854 43-8160	自記
〃	加茂	雲南市	加茂町加茂中	雲南市	雲南市役所加茂総合ｾﾝﾀｰ	0854 49-8602	〃
〃	三刀屋	雲南市	三刀屋町三刀屋	雲南市	雲南市役所三刀屋総合ｾﾝﾀｰ	0854 45-2111	〃
〃	吉田	雲南市	吉田町吉田	雲南市	雲南市役所吉田総合ｾﾝﾀｰ	0854 74-0211	〃
〃	掛合	雲南市	掛合町掛合	雲南市	雲南市役所掛合総合ｾﾝﾀｰ	0854 62-0300	〃

第２表　水位観測一覧表

（１）島根県関係水防情報システム関係

水防支部（地区名）	河川名	観測所	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	はん濫注意水位	水防団待機水位	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
			市町村	大字等							
雲南	斐伊川	日登（ひのぼり）	雲南市	木次町日登	5.00 5.00	2.70	1.60	出雲河川事務所	雲南県土整備事務所	0854 42-9587	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
	〃	木次（きすき）	〃	木次町下熊谷	6.22 7.38	3.50	2.50	〃	〃	〃	〃
	〃	新伊萱（しんいがや）	〃	加茂町三代	8.16 6.12	3.40	2.50	〃	〃	〃	〃
	赤川	神田橋（かんだばし）	〃	大東町大東	5.20 5.20	2.50	1.50	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃
	〃	町上（まちがみ）	〃	加茂町加茂中	7.64 7.49	3.00	1.70	出雲河川事務所	〃	〃	〃
	〃	八口橋（やぐちばし）	〃	加茂町神原	7.80 7.80	3.10	1.80	雲南県土整備事務所	〃	〃	〃
	奥田川	奥田川（おくだがわ）	〃	加茂町神原				〃	〃	〃	〃
	堂の前川	堂の前川（どうのまえがわ）	〃	加茂町大竹				〃	〃	〃	〃
	内原川	内原川（うちはらがわ）	〃	加茂町加茂中				〃	〃	〃	〃
	久野川	日の出橋（ひのでばし）	〃	木次町東日登	4.50 4.60	2.20	1.50	雲南県土整備事務所	雲南県土整備事務所	0854 42-9587	〃
	三刀屋川	掛合大橋（かけやおおはし）	〃	掛合町掛合	4.50 4.50	2.60	1.50	〃	〃	〃	〃
	〃	坂山橋（さかやまばし）	〃	三刀屋町三刀屋	5.10 6.10	2.80	1.80	〃	〃	〃	〃

（２）国土交通省関係

河川名	観測所	所在地		堤防高 上段:左岸 下段:右岸	はん濫注意水位	水防団待機水位	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等							
三刀屋川	新三刀屋（しんみとや）	雲南市	三刀屋町 三刀屋				出雲河川 事務所	出雲河川 事務所	0853 21-1850	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
斐伊川	日登（ひのぼり）	〃	木次町 西日登				〃	〃	〃	〃
〃	木次（きすき）	〃	木次町 下熊谷	6.22 7.38	3.50	2.50	〃	〃	〃	〃
〃	新伊萱（しんいがや）	〃	加茂町 三代	8.16 6.12	3.40	2.50	〃	〃	〃	〃
赤川	町上（まちがみ）	〃	加茂町 加茂中	6.74 7.64			〃	〃	〃	〃

第３号表　重要水防区域一覧表

１．国土交通省関係

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 （m）	備考
斐伊川	斐伊川	自：雲南市木次町下熊谷（管理境） 至：松江市美保関町（河口）	左	109,700	
〃	〃	自：雲南市木次町新市（管理境） 至：安来市吉佐町（県境）	右	103,700	

２．島根県関係

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長 （m）	備考
斐伊川	斐伊川	自：雲南市三刀屋町上熊谷（新引野橋） 至：〃　木次町下熊谷（管理境）	左	4,300	
〃	〃	自：雲南市木次町西日登（新引野橋） 至：〃　〃　新市（管理境）	右	3,600	
〃	赤川	自：雲南市大東町大東（神田橋） 至：〃　加茂町神原（管理境）	左	14,350	
〃	〃	自：雲南市大東町田中（神田橋） 至：〃　加茂町神原（管理境）	右	12,350	
〃	三刀屋川	自：雲南市三刀屋町古城（坂山橋） 至：〃　〃　給下　（斐伊川合流点）	左	3,600	
〃	〃	自：雲南市三刀屋町三刀屋（三刀屋新大橋） 至：〃　〃　下熊谷　（斐伊川合流点）	右	4,600	
〃	久野川	自：雲南市木次町東日登（日登橋） 至：〃　〃　新市（学園橋）	左	2,650	
〃	〃	自：雲南市木次町寺領（桜川合流点） 至：〃　〃　木次（学園橋）	右	2,300	

第４号表　危険な箇所一覧表

１．国土交通省

番号	河川名	地先名（水防管理団体）	区間			種別	重要度	重要理由	水防工法	担当出張所
			左右岸	距離標	延長(m)					
358	斐伊川	出雲市上島町～雲南市三刀屋町伊萱（雲南市）	左	21K900～22K550	650	漏水	B	漏水	月の輪	平田出張所
358-1	〃	〃	〃	22K550～22K700	150	堤防断面漏水	B	断面不足漏水	積土のう月の輪	
358-2	〃	〃	〃	22K700～23K350	650	堤防断面法くずれすべり	A	断面不足法くずれすべり	積土のう裏シート張	
361	〃	雲南市三刀屋町伊萱（雲南市）	〃	23K350～23K400	50	堤防高堤防断面法くずれすべり	A	高さ不足断面不足法くずれすべり	積土のう裏シート張	
361-1	〃	〃	〃	23K400～23K450	50	堤防高堤防断面	B	高さ不足断面不足	積土のう	〃
364	〃	〃	〃	24K950～25K100	150	堤防高	B	高さ不足	〃	〃
364-1	〃	〃	〃	25K100～25K300	200	堤防高堤防断面	A	高さ不足断面不足	〃	〃
365	〃	〃	〃	25K300～25K500	200	堤防高	B	高さ不足	〃	〃
365-1	〃	〃	〃	25K700～25K850	150	堤防高	B	〃	〃	〃
366	〃	雲南市三刀屋町給下（雲南市）	〃	25K950～26K150	200	堤防高堤防断面	A	高さ不足断面不足	〃	〃
366-2	〃	〃	〃	26K150～26K300	150	防断面堤防断面	A	高さ不足断面不足	〃	〃
367	〃	〃	〃	26K300～26K700	400	堤防高堤防断面	B	〃	〃	〃
368	〃	雲南市木次町下熊谷（雲南市）	〃	26K900～26K950	50	漏水	A	漏水	月の輪	〃
368-1	〃	〃	〃	26K950～27K500	550	堤防断面漏水	B	断面不足漏水	積土のう月の輪	〃
368-2	〃	〃	〃	27K500～27K675	175	堤防断面法くずれすべり	B	断面不足法くずれすべり	積土のう裏シート張	〃
368-3	〃	〃	〃	27K675～27K900	225	法崩れすべり	B	法くずれすべり	裏シート張	〃
369	〃	〃	〃	27K900～27K950	50	法崩れすべり	B	〃	〃	〃
369-1	〃	〃	〃	27K950～28K150	200	法崩れすべり	B	〃	積土のう裏シート張	〃

369 -2	〃	〃	〃	28K150～ 28K200	50	法崩れ すべり	B	〃	裏シート張	〃
369 -3	〃	〃	〃	28K225～ 28K300	75	堤防断面	A	断面不足	積土のう	〃
372	〃	〃	〃	28K300～ 28K450	150	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	〃	〃
372 -1	〃	〃	〃	28K516		工作物	B	余裕高不足	（簸上橋）	〃
373	〃	〃	〃	28K660～ 28K880	220	堤防断面	A	断面不足	積土のう	〃
373 -1	〃	〃	〃	29K010～ 29k100	90	新堤防	要			〃
373 -2	〃	〃	〃	29K100～ 29k230	130	堤防断面 新堤防	B	断面不足	積土のう	〃
405	〃	雲南市加茂町神原 （雲南市）	右	21K700～ 21K750	50	堤防高 堤防断面 法くずれ すべり 漏水	B	高さ不足 断面不足 法くずれ すべり 漏水	積土のう 裏シート張 月の輪	〃
405 -1	〃	〃	〃	21K750～ 21K850	100	堤防断面 法くずれ すべり 漏水	B	断面不足 法くずれ すべり 漏水	積土のう 裏シート張 月の輪	〃
405 -2	〃	雲南市加茂町神原～ 加茂町三代(雲南市)	〃	21K850～ 22K150	300	法くずれ すべり 漏水	B	法くずれ すべり 漏水	裏シート張 月の輪	〃
405 -3	〃	〃	〃	22K150～ 22K450	350	堤防断面 法くずれ すべり 漏水	B	断面不足 法くずれ すべり 漏水	積土のう 裏シート張 月の輪	〃
405 -4	〃	〃	〃	22K450～ 22K500	50	法くずれ すべり 漏水	B	法くずれ すべり 漏水	裏シート張 月の輪	〃
407	〃	〃	〃	23K700～ 23K900	200	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	〃	〃
407 -2	〃	〃	〃	24K100～ 24K300	200	水衝・洗掘	A	水衝・洗掘	木流し	〃
408	〃	〃	〃	24K300～ 24K700	400	堤防高 堤防断面 新堤防	A	高さ不足 断面不足	積土のう	〃
408 -1	〃	〃	〃	24K700～ 25K100	400	堤防高 水衝・洗掘	A	高さ不足 水衝・洗掘	積土のう 木流し	〃
409	〃	雲南市木次町里方 （雲南市）	〃	25K100～ 25K300	200	水衝・洗掘	A	水衝・洗掘	木流し	〃
409 -1	〃	〃	〃	25K300～ 25K700	400	堤防高	B	高さ不足	積土のう	〃
409	〃	〃	〃	25K700～	250	堤防高	A	〃	〃	〃

-2				25K950						
409 -3	〃	〃	〃	25K825～ 26K000	175	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	〃	〃
409 -4	〃	〃	〃	26K000～ 26K050	50	堤防高 堤防断面 法くずれ すべり	A	高さ不足 断面不足 法くずれ すべり	積土のう 裏シート張	〃
410	〃	〃	〃	26K050～ 26K220	170	堤防高 堤防断面 法くずれ すべり	A	高さ不足 断面不足 法くずれ すべり	積土のう 裏シート張	〃
411	〃	〃	〃	26K220～ 26K270	50	堤防高 堤防断面 法くずれ すべり 旧川跡	A	高さ不足 断面不足 法くずれ すべり	積土のう 裏シート張	〃
412	〃	〃	〃	26K270～ 26K350	80	堤防高 堤防断面 法くずれ すべり	A	高さ不足 断面不足 法くずれ すべり	積土のう 裏シート張	
412 -1	〃	〃	〃	26K350～ 26K450	230	堤防高 堤防断面 法くずれ すべり	A	高さ不足 断面不足 法くずれ すべり	積土のう 裏シート張	〃
412 -2 (1)	〃	〃	〃	26K450～ 26K500	50	堤防断面 法くずれ すべり	B	断面不足 法くずれ すべり	積土のう 裏シート張	
412 -2 (2)	〃	〃	〃	26K500～ 26K550	50	法くずれ すべり	A	法くずれ すべり	裏シート張	
412 -3	〃	〃	〃	26K500～ 26K550	50	法くずれ すべり	A	法くずれ すべり	裏シート張	
413 -1	〃	〃	〃	26K700～ 28K000	1,300	法くずれ すべり	A	法くずれ すべり	裏シート張	〃
414	〃	〃	〃	28K350～ 28K500	150	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	積土のう	〃
414 -1	〃	〃	〃	28K630～ 28K950	320	堤防断面	B	断面不足	〃	〃

２．島根県関係（河川）

番号	河川名	位　置	左右岸	延　長 (m)	種　別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
雲-1	奥田川	雲南市加茂町神原	左	100	河　積	B	河積不足	積土のう	雲南市
雲-2	〃	〃	右	100	〃	B	〃	〃	〃
雲-3	鳴滝川	〃	左	300	〃	B	〃	〃	〃
雲-4	〃	〃	右	300	〃	B	〃	〃	〃
雲-5	遠所川	雲南市大東町仁和寺～大東町遠所	左	567	〃	B	〃	〃	〃
雲-6	〃	〃	右	567	〃	B	〃	〃	〃
雲-7	三谷川	雲南市三刀屋町三刀屋	左	120	背水	B	背水	排水	〃
雲-8	三谷川	雲南市三刀屋町三刀屋	右	120	〃	B	背水	〃	〃

第５号表　堰一覧表

番号	河川名	名　称	位　置		高さ	長さ	門数	施設管理者	連絡先 (TEL)	備考
			市町村	大字等						
1	赤川	鍛冶屋原頭首工	雲南市	大東町養賀	2.00	50.00	3	雲南市	0854-43-8160	
2	赤川	苅屋垣頭首工	雲南市	大東町大東	2.05	47.00	2	雲南市	0854-43-8160	
3	赤川	大井手頭首工	雲南市	大東町中湯石	1.90	20.70	1			飛石水利組合
4	赤川	玉泉寺頭首工	雲南市	大東町南村	1.00	15.50	1			南村水位組合
5	奥田川	長縄頭首工	雲南市	加茂町三代	0.55	7.50	1			
6	猪尾川	一里山下堰	雲南市	加茂町猪尾	0.70	6.00	1			
7	猪尾川	一里山堰	雲南市	加茂町猪尾	0.83	6.50	1			
8	猪尾川	小西堰	雲南市	加茂町猪尾	0.85	6.00	1			

9	幡屋川	見内垣頭首工	雲南市	大東町 仁和寺	1.30	15.00	2			仁和寺水利組合
10	幡屋川	竹添頭首工	雲南市	大東町 仁和寺	1.75	18.75	2			仁和寺水利組合
11	幡屋川	門見堂頭首工	雲南市	大東町 仁和寺	1.20	21.50	1			仁和寺水利組合
12	幡屋川	下開地頭首工	雲南市	大東町 仁和寺	1.20	21.50	1			仁和寺水利組合
13	佐世川	井後田堰	雲南市	加茂町 立原	2.03	15.30	1			以后田水利組合
14	佐世川	東分頭首工	雲南市	大東町 下佐世	1.50	16.00	2			東分水利組合
15	山田川	横戸頭首工	雲南市	大東町 大東下分	1.20	8.50	1			春殖水利組合
16	山田川	井之尻頭首工	雲南市	大東町 大東下分	1.20	8.50	1			大東下分水利組合
17	山田川	坂口頭首工	雲南市	大東町 大東下分	1.20	8.40	1			大東下分水利組合
18	山田川	藤坂頭首工	雲南市	大東町 大東下分	1.20	8.40	2			大東下分水利組合
19	阿用川	笠屋頭首工	雲南市	大東町 飯田	2.00	30.00	2			飯田水利組合
20	阿用川	田井中頭首工	雲南市	大東町 下阿用	1.50	26.00	2			下阿用水利組合
21	阿用川	駒堰	雲南市	大東町 下阿用	2.00	26.00	2			下阿用水利組合
22	清田川	八千代頭首工	雲南市	大東町 大東	2.00	12.00	2	雲南市	0854-43-8160	
23	案内川	菟原堰	雲南市	木次町 里方	2.40	6.00	1	雲南市	0854-40-1087	
24	古城川	古城堰	雲南市	三刀屋町 古城	1.50	12.70	1	三刀屋町土地 改良区	0854-45-2113	
27	佐世川	狩山頭首工	雲南市	大東町 下佐世	1.20	13.00	1	大東町土地改 良区		
28	桜川	高井頭首工	雲南市	木次町 寺領	3.30	7.25	1	雲南市		
29	三刀屋川	西の原頭首工	雲南市	三刀屋町 三刀屋	3.00	58.00	1	三刀屋町 土地改良区		
30	三刀屋川	天神頭首工	雲南市	掛合町 多根	1.50	40.00	1	三刀屋町 土地改良区		
31	三刀屋川	森脇党首工	雲南市	掛合町	2.95	55.00	1	雲南市		

				多根						
32	三刀屋川	金丸頭首工	雲南市	掛合町入間	1.60	15.90	1	雲南市		
32	三刀屋川	釜ケ淵頭首工	雲南市	掛合町掛合	2.70	35.00	1	雲南市		

第６号表　（排・取）水門一覧表

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	操作担当者連絡先	施設名
		市町村	大字等										
1	斐伊川	雲南市	加茂町三代	樋門	右岸	2.00×1.50	1	手動	山根樋水利組合				山根樋門
2	斐伊川	雲南市	三刀屋町伊萱	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	三刀屋土地改良区				伊萱樋門
3	斐伊川	雲南市	三刀屋町給下	樋門	左岸	2.08×1.90	1	電動	国土交通省	雲南市			給下樋門
4	斐伊川	雲南市	木次町里方	樋門	右岸	4.00×5.00	1	電動	国土交通省	雲南市			請川樋門
5	斐伊川	雲南市	木次町西日登	樋門	右岸	1.30×0.95	1	手動	中国電力（株）	能間用水組合			能間樋門
6	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	3.70×4.00	2	電動	島根県	雲南市			奥田川樋門
7	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	3.60×3.60	2	電動	島根県	雲南市			奥田川樋門予備ゲート
8	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	4.30×2.50	1	電動	島根県	雲南市			奥田川放水路樋門
9	赤川	雲南市	加茂町神原	排水機場	左岸	130ps	2	電動	島根県	雲南市			奥田川排水機施設
10	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	右岸	3.80×5.00	2	ｴﾝｼﾞﾝ	島根県	雲南市			大竹川樋門
11	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	3.20×3.40	1	電動	島根県	雲南市			鳴滝川放水路菅代樋門
12	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	3.20×3.40	1	電動	島根県	雲南市			仝上予備ゲート
13	赤川	雲南市	加茂町大竹	樋門	右岸	0.80×0.80	1	手動	島根県	雲南市			堂の前川排水機施設放水路樋門
14	赤川	雲南市	加茂町大竹	樋門	左岸	1.20×2.50	1	手動	島根県	雲南市			中井出川樋門
15	赤川	雲南市	加茂町大竹	排水機場	右岸	130ps	2	電動	島根県	雲南市			堂の前川排水機施設
16	赤川	雲南市	加茂町延野	樋門	右岸	3.30×5.25	4	電動	島根県	雲南市			中村川大樋門

17	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	島根県	雲南市			久保樋門
18	赤川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	雲南市			久保樋門予備ゲート
19	赤川	雲南市	加茂町加茂中	樋門	右岸	1.50×2.50 1.50×1.50	2	手動	島根県	雲南市			内原川排水機施設放水路樋門
20	内原川	雲南市	加茂町加茂中	樋門	左岸	2.10×3.40	2	電動	島根県	雲南市			内原川排水機場樋門
21	赤川	雲南市	加茂町加茂中	排水機場	右岸	130ps ，65ps	2	電動	島根県	雲南市			内原川排水機施設
22	赤川	雲南市	加茂町宇治	樋門	左岸	3.50×3.50	3	電動	島根県	雲南市			金川樋門
23	赤川	雲南市	加茂町加茂中	樋門	右岸	2.20×2.75	2	電動	島根県	雲南市			町上樋門
24	赤川	雲南市	加茂町近松	樋門	左岸	3.00×3.00	1	電動	島根県	雲南市			南大西樋門
25	赤川	雲南市	加茂町近松	樋門	左岸	2.25×2.00	1	手動	島根県	雲南市			論田樋門
26	赤川	雲南市	大東町前原	樋門	右岸	2.50×3.00	1	電動	島根県	雲南市			仁和寺川樋門
27	赤川	雲南市	大東町養賀	樋門	左岸	0.60×0.60	1	手動	島根県	雲南市			養賀原樋門
28	赤川	雲南市	大東町養賀	樋門	右岸	1.75×2.50	1	電動	島根県	雲南市			大多和川樋門
29	赤川	雲南市	大東町大東下分	樋門	右岸	1.25×1.25	1	手動	島根県	雲南市			横町樋門
30	赤川	雲南市	大東町大東下分	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	島根県	雲南市			清水川樋門
31	赤川	雲南市	大東町飯田	樋門	左岸	2.25×2.50	1	電動	島根県	雲南市			北の前樋門
32	赤川	雲南市	大東町飯田	樋門	左岸	2.25×2.25	1	手動	島根県	雲南市			駅前樋門
33	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	右岸	1.80×2.50	1	電動	島根県	雲南市			越戸川樋門
34	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	左岸	1.50×1.00	1	手動	島根県	雲南市			西町樋門
35	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	右岸	1.00×1.00	各1	手動 電動	島根県	雲南市			古城樋門
36	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	左岸	1.50×1.50	各1	手動 電動	島根県	雲南市			大木原樋門

37	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	左岸	1.50×1.50	各1	手動電動	島根県	雲南市			神田樋門
38	赤川	雲南市	大東町大東	樋門	左岸	1.25×1.35	1	手動	島根県	雲南市			本町樋門
39	赤川	雲南市	大東町大東下分	樋門	右岸	1.25×1.25	1	手動	島根県	雲南市			稲荷前樋門
40	奥田川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.50×1.50	1	手動	島根県	雲南市			段部川樋門
41	奥田川	雲南市	加茂町神原	樋門	右岸	2.40×5.65	1	電動	島根県	雲南市			草枕樋門
42	奥田川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	雲南市			高見樋門
43	鳴滝川	雲南市	加茂町神原	樋門		3.20×3.40	1	電動	島根県	雲南市			菅代第２樋門
44	大竹川	雲南市	加茂町神原	樋門	左岸	1.60×3.00	1	電動	島根県	雲南市			大廻樋門
45	堂の前川	雲南市	加茂町大竹	樋門		1.60×3.00	1	手動	島根県	雲南市			二貫田樋門
46	堂の前川	雲南市	加茂町大竹	樋門		1.60×3.00	1	手動	島根県	雲南市			山崎樋門
47	中村川	雲南市	加茂町宇治	樋門	左岸	1.30×2.20	2	電動	島根県	雲南市			内原川樋門
48	中村川	雲南市	加茂町宇治	樋門	右岸	1.50×2.65 1.50×1.50	2	電動	島根県	雲南市			大崎川樋門
49	中村川	雲南市	加茂町宇治	樋門	右岸	1.25×1.80	1	手動	島根県	雲南市			古川樋門
50	中村川	雲南市	加茂町加茂中	樋門	右岸	1.60×1.50	1	手動	島根県	雲南市			三月田樋門
51	内原川	雲南市	加茂町加茂中	樋門		1.60×1.78	2	電動	島根県	雲南市			板見堂樋門
52	内原川	雲南市	加茂町加茂中	樋門		1.60×3.00	1	電動	島根県	雲南市			山居樋門
53	宇治川	雲南市	加茂町宇治	樋門		1.40×1.40	1	手動	雲南市				宇治川逆流水防止樋門
54	北大西川	雲南市	大東町仁和寺	樋門		径 0.60	1	手動	島根県	雲南市			下開地樋門
55	幡屋川	雲南市	大東町仁和寺	樋門	左岸	1.00×1.00	2	手動	島根県	雲南市			下原口樋門（予備ゲート有）
56	佐世川	雲南市	加茂町立原	樋門	右岸	2.00×2.25	1	手動	島根県	雲南市			以后田樋門

57	山田川	雲南市	大東町 大東下分	樋門	左岸	1.75× 1.75	1	手動	島根県	雲南市			岩熊樋門
58	案内川	雲南市	木次町 里方	樋門	右岸	0.70× 0.75	1	手動	雲南市		木次総合 センター	0854 40－1082	大新田樋門
59	三刀屋川	雲南市	三刀屋町 下熊谷	樋門	右岸	1.80× 1.80	2	電動	島根県	雲南市			下熊谷樋門
60	三刀屋川	雲南市	三刀屋町 三刀屋	樋門	右岸	2.30.× 4.50	2	電動	島根県	雲南市			三谷川樋門
61	三刀屋川	雲南市	三刀屋町 三刀屋	樋門	右岸	2.60× 3.05	2	電動	島根県	雲南市			滝谷川 第１樋門
62	三刀屋川	雲南市	三刀屋町 三刀屋	樋門	右岸	2.80× 3.04	1	電動	島根県	雲南市			滝谷川 第２樋門
63	古城川	雲南市	三刀屋町 三刀屋	樋門	左岸	1.50× 1.50	1	手動	島根県	雲南市			古城川樋門
64	滝谷川	雲南市	三刀屋町 三刀屋	樋門	右岸	1.00× 2.00	1	手動	島根県	雲南市			椎ノ木谷川 樋門
65	滝谷川	雲南市	三刀屋町 三刀屋	樋門	左岸	径 0.60	1	手動	島根県	雲南市			滝谷川 第３樋門
66	久野川	雲南市	木次町 新市	樋門	左岸	1.40× 1.50	1	手動	島根県	雲南市			新市樋門
67	久野川	雲南市	木次町 木次	樋門	左岸	1.70× 2.75	1	ｴﾝｼﾞﾝ	島根県	雲南市			土手荒神樋門
68	斐伊川	雲南市	木次町 里方	樋門	右岸	4.00× 5.00	1	電動	国土交通省	雲南市			請川第２樋門
69	斐伊川	雲南市	木次町 木次	樋門	右岸	2.60× 3.50	1	手動	雲南市				村方樋門

第７号表　ダム一覧表

水防支部名 （地区名）	河 川 名	名　　称	所 在 地	所　　管	連絡先
雲南	斐伊川	尾原ダム	雲南市木次町平田	国土交通省 （出雲河川事務所）	尾原ダム管理支所 雲南(0854)48-0780
雲南 （大東）	金谷川	塩田ダム	大東町柴渕	雲南市	雲南（0854)-40-1000
雲南 （仁多）	阿 井 川	阿井川ダム	奥出雲町河内	中国電力 株式会社	出雲 （0853）21-6157
〃	斐 伊 川	斐伊川ダム	奥出雲町三沢	中国電力 株式会社	出雲 （0853）21-6157
〃	〃	三成ダム	奥出雲町三成	島根県 （企業局）	東部事務所 安来 （0854）22-2748
出 雲	稗 原 川	稗原ダム	出雲市野尻町 ～雲南市三刀屋町	出雲市 （建設事業部）	出雲 （0853）21-2211

第８号表　ダム機能表

区分	名称／項目	三成ダム	尾原ダム	稗原ダム	阿井川ダム	塩田ダム
概要	水　系	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
	河川名	斐伊川	斐伊川	稗原川	阿井川	金谷川
	所在地	奥出雲町三成	雲南市木次町平田	出雲市野尻町 ～雲南市三刀屋町	奥出雲町河内	雲南市大東町
	所　管	島根県(企業局)	国土交通省	出雲市(産業観光部)	中国電力	雲南市
	目　的	砂防、発電	洪水調整、河川環境の保全、水道用水	かんがい	発 電 専 用	かんがい
	型　式	アーチ式コンクリート両岸重力式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	越流可動扉付コンクリート重力ダム	重力式コンクリートダム
	連絡先	安来 (0854)22-2748	尾原ダム管理支所 (0854)48-0780	出雲 (0853)30-5573	出雲 (0853)21-6157	雲南 (0854)40-1000
堰堤貯水池諸元	集水面積ｋ㎡	117.5	289.0	4.55	333.2(内直接集水面積 66.7)	1.25
	堤高　　m	42.0	90.0	47.3	21.7	39.7
	堤 頂 長 m	109.7	443.0	117.0	96.0	88.0
	洪水時操作ゲート	洪水吐 (ローラゲート)　8 門 土砂吐　(ローラゲート)　3 門	コンジットゲート 2 クレストゲート 2	なし	ストニーゲート 幅 14.00m 高さ 4.10m 2 門	なし
	常時満水位m	EL　292.61	EL　205.0	EL　164.5	EL　209.0	E　L 311.9
	洪水時満水位 m	EL　292.91	EL　216.5	EL　166.5	EL　209.0	EL 313.25
	総貯水容量 千m3	3,438	60,800	1,210	1,084.8	310
	有効貯水容量 千m3	1,138	54,200	1,090	854.6	272
治水	制限水位　m	—	EL　195.5			
	洪水調節容量 千m3		37,000 23,100			
	計画高水量 m3/s		2,500			
	最大放流量 m3/s		900			

第９号表　ダム関係通知系統図

三　成　ダ　ム　　（県企業局）

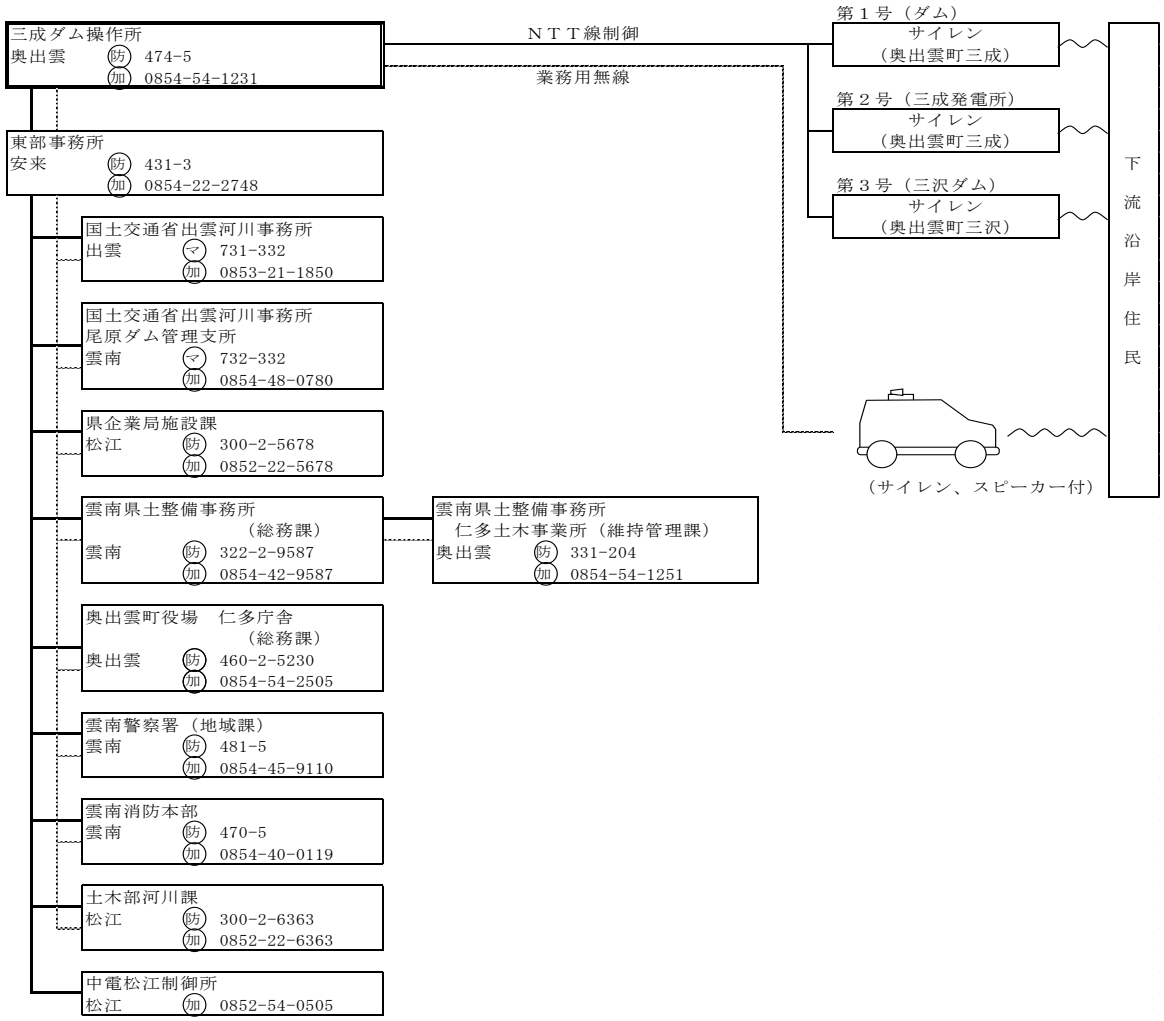

凡　例

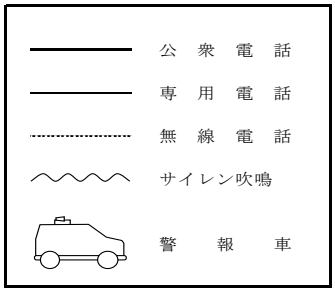

尾　原　ダ　ム　（国土交通省）

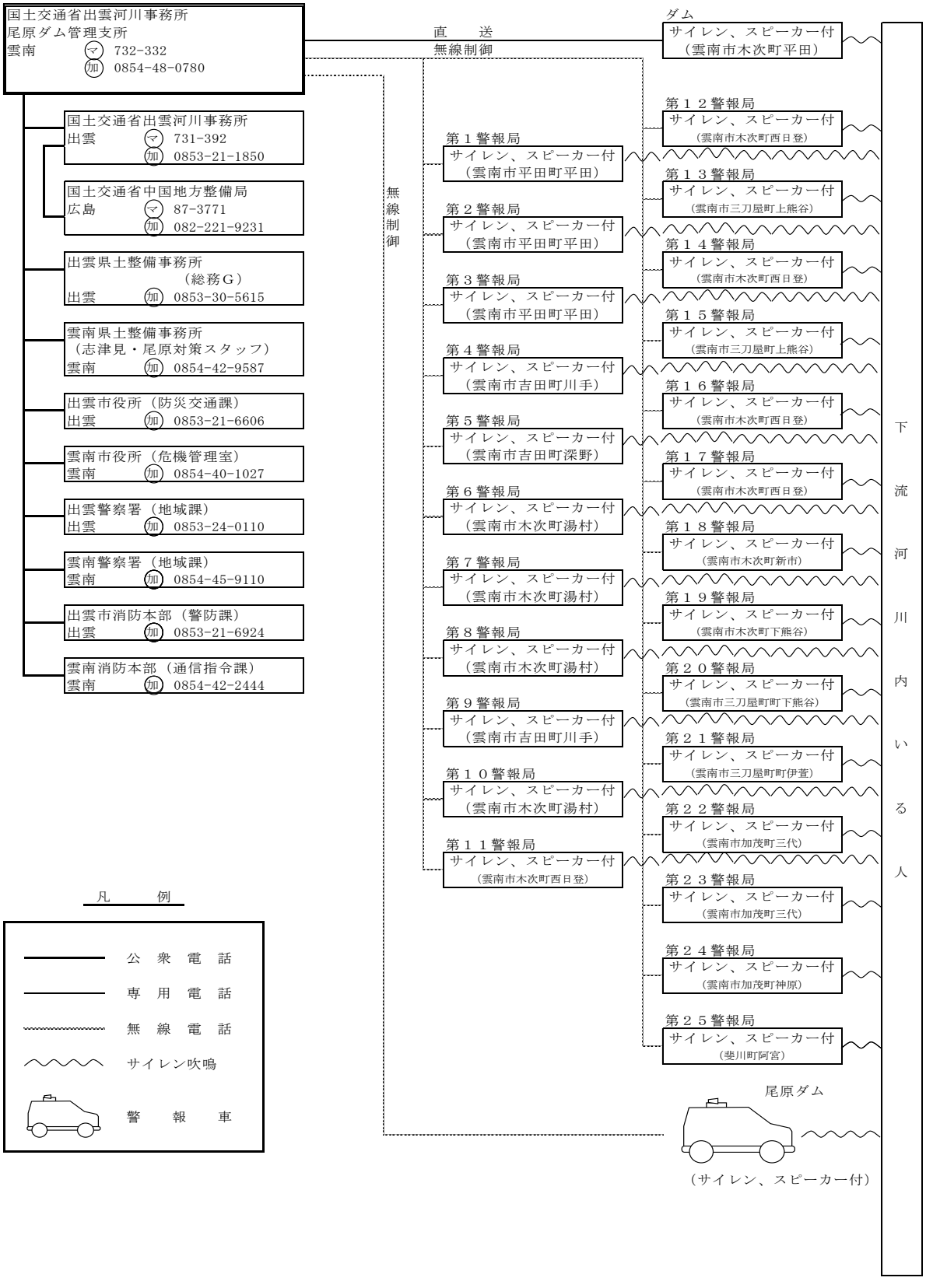
国土交通省出雲河川事務所
尾原ダム管理支所
雲南　(マ) 732-332
(加) 0854-48-0780
国土交通省出雲河川事務所
出雲　(マ) 731-392
(加) 0853-21-1850
国土交通省中国地方整備局
広島　(マ) 87-3771
(加) 082-221-9231
出雲県土整備事務所
（総務Ｇ）
出雲　(加) 0853-30-5615
雲南県土整備事務所
（志津見・尾原対策スタッフ）
雲南　(加) 0854-42-9587
出雲市役所（防災交通課）
出雲　(加) 0853-21-6606
雲南市役所（危機管理室）
雲南　(加) 0854-40-1027
出雲警察署（地域課）
出雲　(加) 0853-24-0110
雲南警察署（地域課）
雲南　(加) 0854-45-9110
出雲市消防本部（警防課）
出雲　(加) 0853-21-6924
雲南消防本部（通信指令課）
雲南　(加) 0854-42-2444
直　送
無線制御
無線制御
ダム
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町平田）
第１警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市平田町平田）
第２警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市平田町平田）
第３警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市平田町平田）
第４警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市吉田町川手）
第５警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市吉田町深野）
第６警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町湯村）
第７警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町湯村）
第８警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町湯村）
第９警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市吉田町川手）
第１０警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町湯村）
第１１警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１２警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１３警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市三刀屋町上熊谷）
第１４警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１５警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市三刀屋町上熊谷）
第１６警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１７警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町西日登）
第１８警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町新市）
第１９警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市木次町下熊谷）
第２０警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市三刀屋町下熊谷）
第２１警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市三刀屋町伊萱）
第２２警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市加茂町三代）
第２３警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市加茂町三代）
第２４警報局
サイレン、スピーカー付
（雲南市加茂町神原）
第２５警報局
サイレン、スピーカー付
（斐川町阿宮）
下流河川内いる人
尾原ダム
（サイレン、スピーカー付）
凡　例
公衆電話
専用電話
無線電話
サイレン吹鳴
警報車

稗　原　ダ　ム　　（出雲市産業観光部）

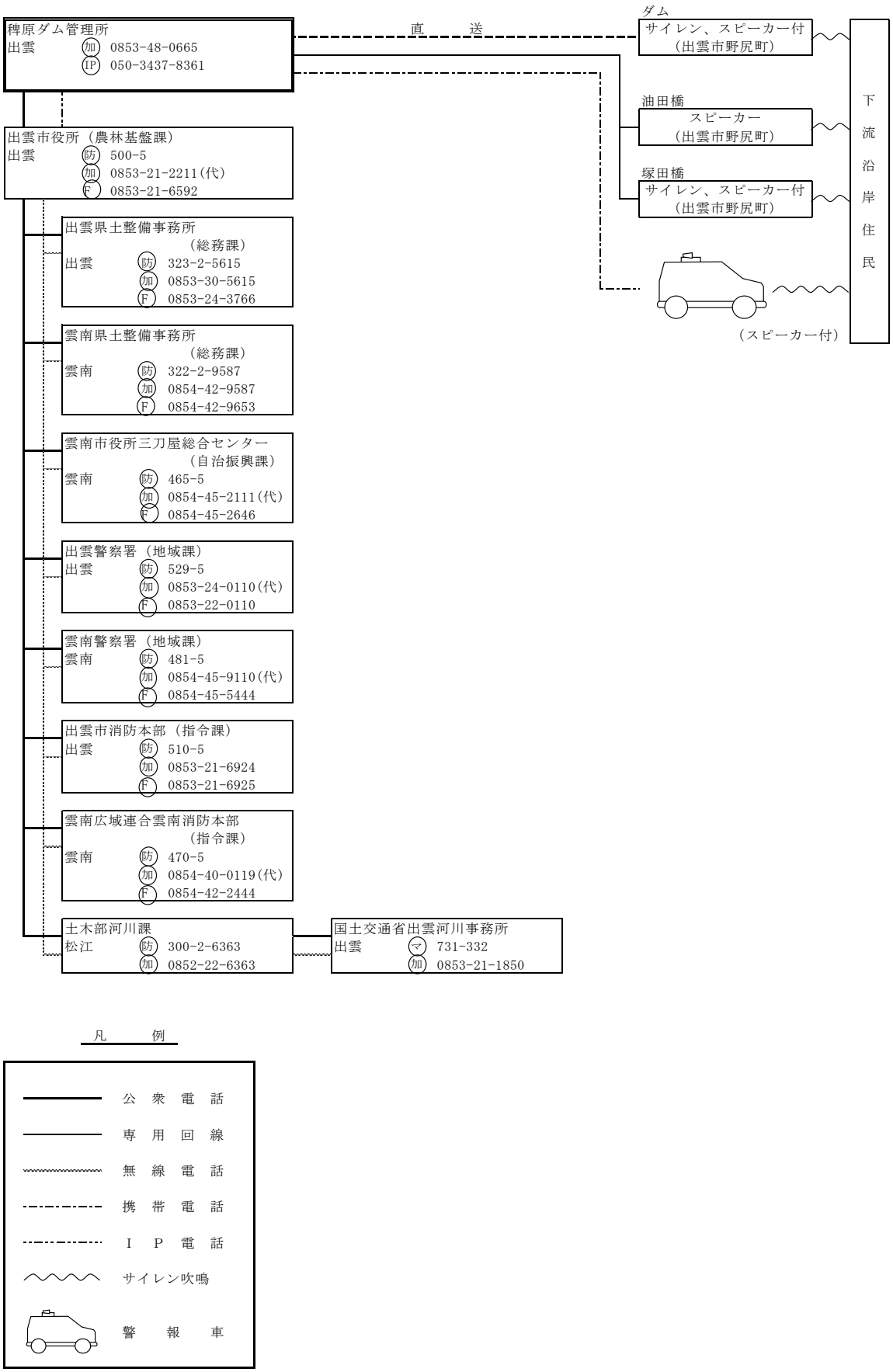

阿　井　川　ダ　ム　（中電）

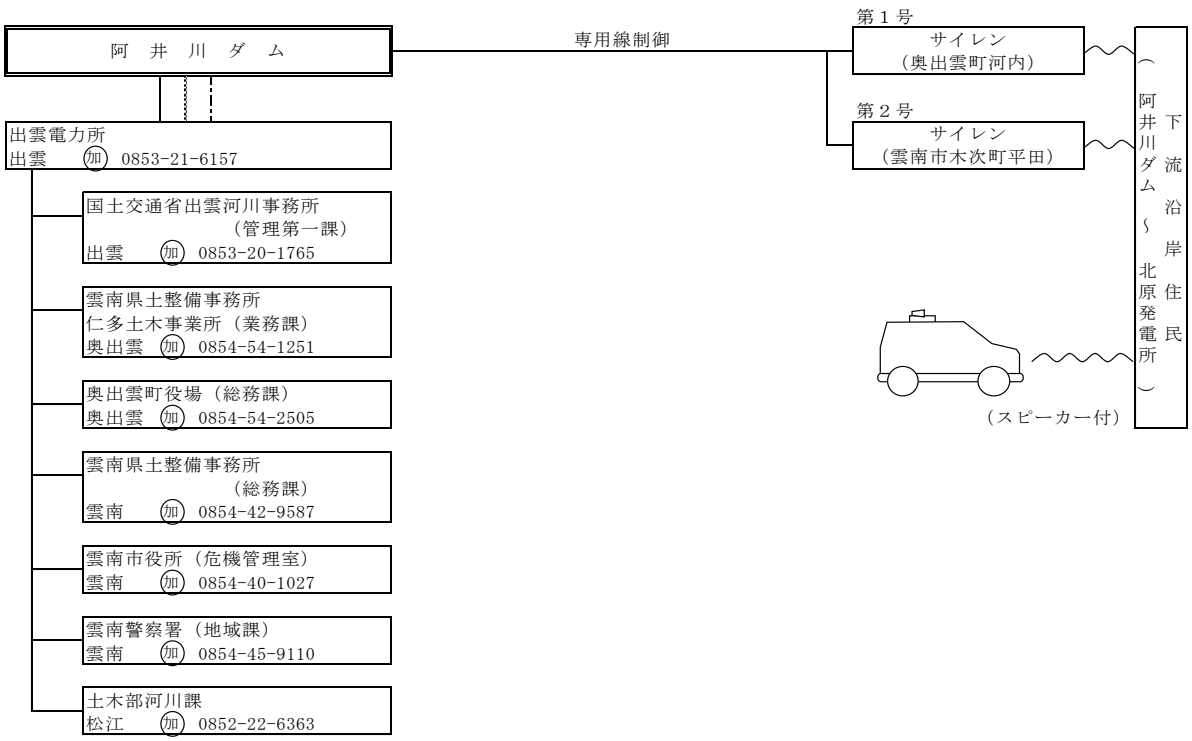
阿　井　川　ダ　ム
専用線制御
第１号
サイレン
（奥出雲町河内）
第２号
サイレン
（雲南市木次町平田）
（阿井川ダム～北原発電所）下流沿岸住民
（スピーカー付）
出雲電力所
出雲　加　0853-21-6157
国土交通省出雲河川事務所
（管理第一課）
出雲　加　0853-20-1765
雲南県土整備事務所
仁多土木事業所（業務課）
奥出雲　加　0854-54-1251
奥出雲町役場（総務課）
奥出雲　加　0854-54-2505
雲南県土整備事務所
（総務課）
雲南　加　0854-42-9587
雲南市役所（危機管理室）
雲南　加　0854-40-1027
雲南警察署（地域課）
雲南　加　0854-45-9110
土木部河川課
松江　加　0852-22-6363

凡　例

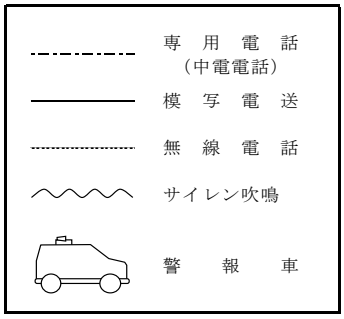
専　用　電　話
（中電電話）
模　写　電　送
無　線　電　話
サイレン吹鳴
警　報　車

第１０号表

斐伊川

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

斐伊川洪水予報　第　　号

洪水注意報（発表）		洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報		洪水注意報（警報解除）	洪水注意報解除

平成　　年　　月　　日　　時　　分
国　土　交　通　省　出　雲　河　川　事　務　所　　共同発表
松　江　地　方　気　象　台

区分	番号		発表内容	担当
見出し	1		斐伊川　はん濫注意水位に到達　水位はさらに上昇する見込み　→主文15	国
	2		斐伊川　避難判断水位に到達したが　水位の上昇はない見込み　→主文16	
	3		斐伊川　今後はん濫危険水位に達する見込み　→主文17	
	4		斐伊川　避難判断水位に到達　今後はん濫危険水位に達する見込み　→主文18	
	5		斐伊川　避難判断水位に到達　水位はさらに上昇する見込み　→主文19	
	6		斐伊川　はん濫危険水位に到達　はん濫のおそれあり　→主文20	
	7		斐伊川　はん濫危険水位を下回る　→主文21	
	8		斐伊川　避難判断水位を下回る　→主文22	
	9		斐伊川　はん濫注意水位を下回る　→主文23	
	10		斐伊川　はん濫が発生　→主文25	
	11		斐伊川　当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み　→主文24	
	12		斐伊川　当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み　→主文24	
	13		斐伊川　当分の間はん濫危険水位を超える水位が続く見込み　→主文24	
	14		フリーフォーマット	
主文	15		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 はん濫注意水位（レベル2）に到達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水に関する情報に留意して下さい。	国
	16		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 避難判断水位（レベル3）に到達しましたが、 今後、水位の上昇はない見込みです。今後の洪水に関する情報に留意して下さい。	
	17		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。 市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	18		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 避難判断水位（レベル3）に到達しました。 今後、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	19		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 避難判断水位（レベル3）に到達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。はん濫するおそれがありますので、 各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	21		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 はん濫危険水位を下回りました（レベル3）。 水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。	
	22		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 避難判断水位を下回りました（レベル2）。 水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。	
	23		斐伊川の（木次水位観測所[雲南市木次町]・新伊萱水位観測所[雲南市加茂町] ・大津水位観測所[出雲市大津町]・灘分水位観測所[出雲市灘分町]）では、 はん濫注意水位を下回り（レベル1）、危険はなくなったものと思われます。	
	24	1	斐伊川の木次水位観測所[雲南市木次町]では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		2	斐伊川の新伊萱水位観測所[雲南市加茂町]では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		3	斐伊川の大津水位観測所[出雲市大津町]では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		4	斐伊川の灘分水位観測所[出雲市灘分町]では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	25		斐伊川では○市○地区（左岸・右岸）付近よりはん濫し、水位危険度はレベル5に移行しました。 （フリーフォーマット）	

降雨と水位の現況	26		(台風第＿＿号・＿＿＿低気圧・＿＿前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気
	27		降り始めの	
	28	1	＿＿日 ＿＿時 から ＿＿日 ＿＿時 までの 斐伊川流域 の流域平均雨量は ＿＿ミリ	
		2	＿＿日 ＿＿時 から ＿＿日 ＿＿時 までの 斐伊川流域 の流域平均雨量は ＿＿ミリ	
		3	(に達しました・となっています)。	
	29		また、(ところにより・＿＿＿)1時間に、＿＿ミリの雨が降っています。	
	30		現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。	
	31		フリーフォーマット	
	32	1	斐伊川の水位は ＿＿日 ＿＿時現在、次のとおりです。	国
		2	木次水位観測所[雲南市木次町]で ＿.＿ mの水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
		3	新伊萱水位観測所[雲南市加茂町]で ＿.＿ mの水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
		4	大津水位観測所[出雲市大津町]で ＿.＿ mの水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
		5	灘分水位観測所[出雲市灘分町]で ＿.＿ mの水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
	33		フリーフォーマット	
降雨と水位の予想	34		この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。	気
	35	1	＿＿日 ＿＿時 から ＿＿日 ＿＿時 までの 斐伊川流域 の流域平均雨量は ＿＿ミリ	
		2	＿＿日 ＿＿時 から ＿＿日 ＿＿時 までの 斐伊川流域 の流域平均雨量は ＿＿ミリ	
		3	の見込みです。	
	36		フリーフォーマット	
	37	1	斐伊川の水位は、 ＿＿日 ＿＿時頃には、次のとおりと見込まれます。	国
		2	木次水位観測所[雲南市木次町]で ＿.＿ m程度の水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
		3	新伊萱水位観測所[雲南市加茂町]で ＿.＿ m程度の水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
		4	大津水位観測所[出雲市大津町]で ＿.＿ m程度の水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
		5	灘分水位観測所[出雲市灘分町]で ＿.＿ m程度の水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
	38		＿＿＿＿＿の水位は＿＿日＿＿時頃(最高となり、その水位は・には)＿＿.＿＿m程度と見込まれます。	
	39		フリーフォーマット	
注意事項	40		□	国

参　考	木次水位観測所 受け持ち区間:熊谷大橋付近から三刀屋川合流点まで はん濫危険水位5．00m 避難判断水位4．70m はん濫注意水位(警戒水位)3．50m 水防団待機水位2．50m 平常水位1．48m 新伊萱水位観測所 受け持ち区間:三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで はん濫危険水位4．00m 避難判断水位3．70m はん濫注意水位(警戒水位)3．40m 水防団待機水位2．50m 平常水位0．71m 大津水位観測所 受け持ち区間:森坂大橋付近から西代橋付近まで はん濫危険水位2．90m 避難判断水位2．70m はん濫注意水位(警戒水位)2．50m 水防団待機水位1．60m 平常水位0．42m 灘分水位観測所 受け持ち区間:西代橋付近から宍道湖まで はん濫危険水位4．60m 避難判断水位4．40m はん濫注意水位(警戒水位)2．80m 水防団待機水位2．00m 平常水位0．96m 水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

水位関係	:	国土交通省出雲河川事務所	調査設計課	(0853)21－1850	
気象関係	:	松江地方気象台	技術課	(0852)21－4958	

第１１号表１

水位上昇中

（　　）川　はん濫注意情報

水位[到達]情報
平成　　年　　月　　日
　　時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）川　はん濫注意水位に到達

【主文】
（　　）川は、（　　）時（　　）分に、（　　）市（　　）の（　　）水位
（　　）水位観測所では、（　）時（　）分までの１時間に約（　.　）m水位が
今後の情報についても注意してください。

【参考】
（　　）川（　　）水位観測所（　　）市（　　）

		水位危険度レベル
		■レベル５　はん濫の発生
はん濫危険水位	（　.　）m	■レベル４　はん濫危険水位超過
避難判断水位※2	（　.　）m	■レベル３　避難判断水位※2超過
はん濫注意水位※1	（　.　）m	■レベル２　はん濫注意水位※1超過
水防団待機水位	（　.　）m	■レベル１　水防団待機水位超過

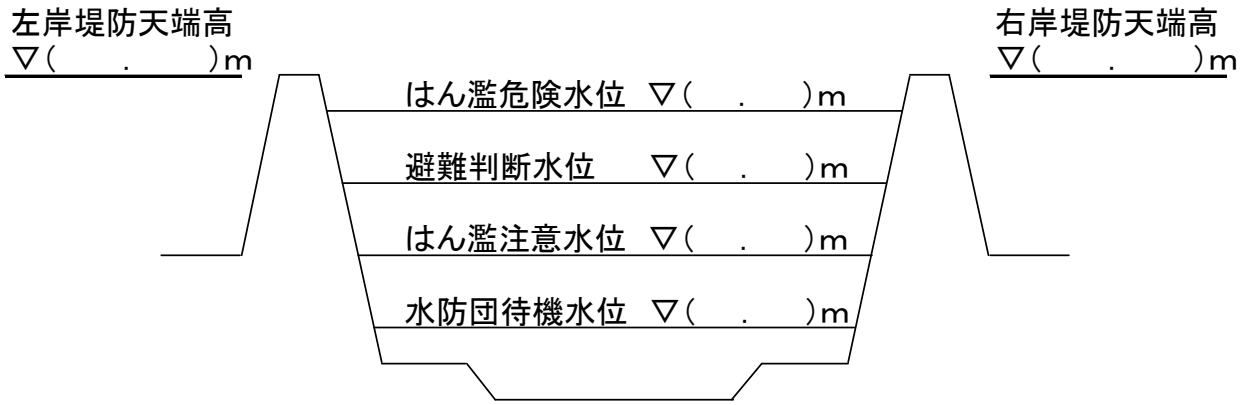

※1：本文中のはん濫注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義
※2：本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　http://www.bousai.shimane.jp/urousuii/pc/ssim0101g.html
携帯端末ホームページ　http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
島根県　　県土整備事務所
TEL（　　）　　－

第１１号表２

水位上昇中

（　　）川　はん濫警戒情報

特別警戒水位[到達]情報
平成　　年　　月　　日
　　時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）川　避難判断水位に到達

【主文】

（　　）川は、（　　）時（　　）分に、（　　）市（　　）の（　　）
（　　）水位観測所では、（　）時（　）分までの1時間に約（　.　）m水位が
市町村長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難の

【参考】

（　　）川（　　）水位観測所（　　）市（　　）

		水位危険度レベル
		■レベル5　はん濫の発生
はん濫危険水位	（　.　）m	■レベル4　はん濫危険水位超過
避難判断水位※1	（　.　）m	■レベル3　避難判断水位※1超過
はん濫注意水位※2	（　.　）m	■レベル2　はん濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　.　）m	■レベル1　水防団待機水位超過

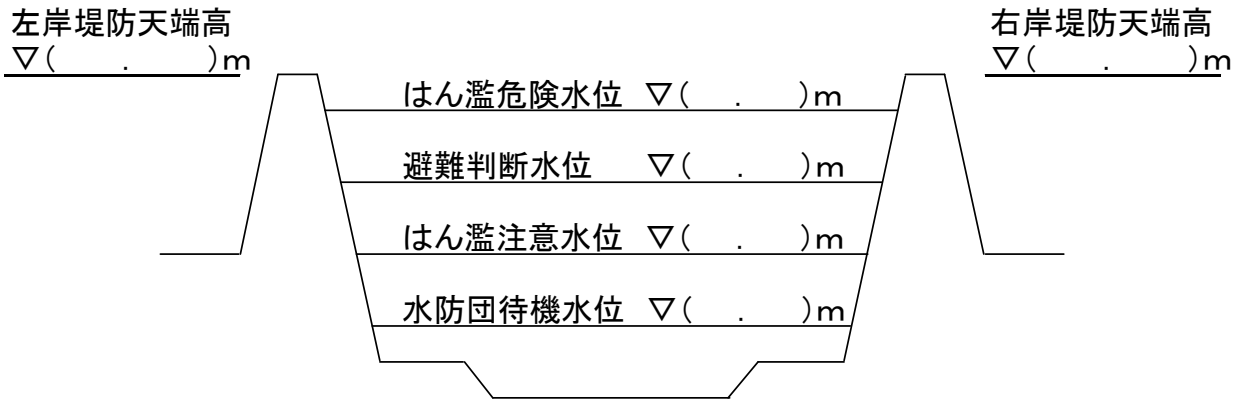

※1：本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義
※2：本文中のはん濫注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　http://www.bousai.shimane.jp/urousuii/pc/ssim0101g.html
携帯端末ホームページ　http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
島根県　　県土整備事務所
TEL（　　）　－

第１１号表３

水位上昇中

（　　）川　はん濫危険情報

水位[到達]情報
平成　　年　　月　　日
　　時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）川　はん濫危険水位に到達　はん濫のおそれあり

【主文】

（　　）川は、（　　）時（　　）分に、（　　）市（　　）の（　　）
（　　）水位観測所では、（　）時（　）分までの１時間に約（　.　）m水位が上
市町村長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難の

【参考】

（　　）川（　　）水位観測所（　　）市（　　）

		水位危険度レベル
		■レベル５　はん濫の発生
はん濫危険水位	（　.　）m	■レベル４　はん濫危険水位超過
避難判断水位※1	（　.　）m	■レベル３　避難判断水位※1超過
はん濫注意水位※2	（　.　）m	■レベル２　はん濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　.　）m	■レベル１　水防団待機水位超過

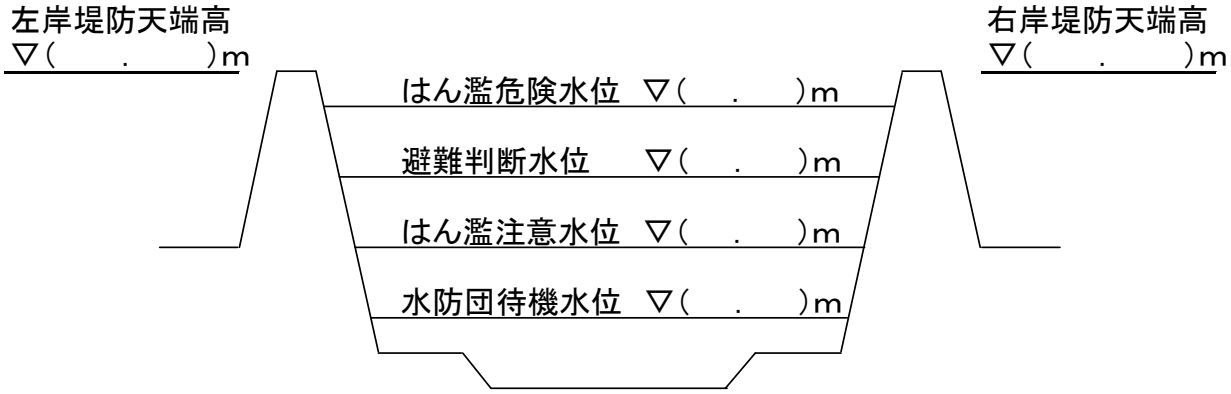

※1：本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義
※2：本文中のはん濫注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を
□
（　　）水位観測所の水位は、ホームページで１０分毎に更新しています。
インターネットホームページ　http://www.bousai.shimane.jp/urousuii/pc/ssim0101g.html
携帯端末ホームページ　http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
島根県　　県土整備事務所
TEL（　　）　　－

第１１号表４

水位下降中

（　　）川　はん濫警戒情報

水位情報
平成　　年　　月　　日
　　時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）川　はん濫危険水位を下回る

【主文】
（　　）川は、（　　）時（　　）分に、（　　）市（　　）の（　　）
（　　）水位観測所では、（　）時（　）分までの1時間に約（　.　）m水位が
（　　）市（　　）では今後も引き続き十分な注意をしてください。

【参考】
（　　）川（　　）水位観測所（　　）市（　　）

		水位危険度レベル
		■レベル5　はん濫の発生
はん濫危険水位	（　.　）m	■レベル4　はん濫危険水位超過
避難判断水位※1	（　.　）m	■レベル3　避難判断水位※1超過
はん濫注意水位※2	（　.　）m	■レベル2　はん濫注意水位※2超過
水防団待機水位	（　.　）m	■レベル1　水防団待機水位超過

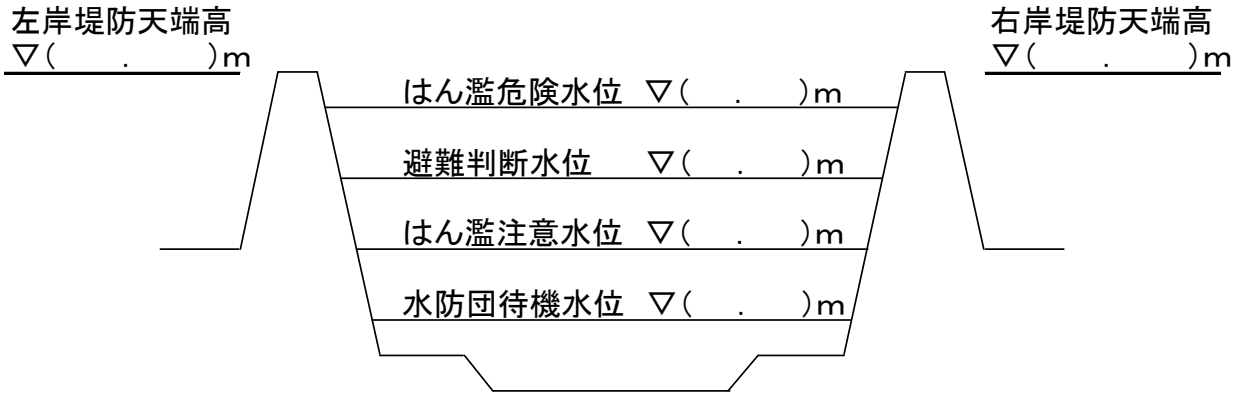

※1：本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義
※2：本文中のはん濫注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　http://www.bousai.shimane.jp/urousuii/pc/ssim0101g.html
携帯端末ホームページ　http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
島根県　　県土整備事務所
TEL（　　）　　－

第１１号表５

水位下降中

（　　）川　はん濫注意情報

水位情報
平成　　年　　月　　日
　　時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）川　避難判断水位を下回る

【主文】
（　　）川は、（　　）時（　　）分に、（　　）市（　　）の（　　）水位
（　　）水位観測所では、（　）時（　）分までの1時間に約（　.　）m水位が
（　　）市（　　）では今後も引き続き十分な注意をしてください。

【参考】
（　　）川（　　）水位観測所（　　）市（　　）

		水位危険度レベル
計画高水位	（　.　）m	
はん濫危険水位	（　.　）m	■レベル5　はん濫の発生
避難判断水位※1	（　.　）m	■レベル4　はん濫危険水位超過
はん濫注意水位※2	（　.　）m	■レベル3　避難判断水位※1超過
水防団待機水位	（　.　）m	■レベル2　はん濫注意水位※2超過
		■レベル1　水防団待機水位超過

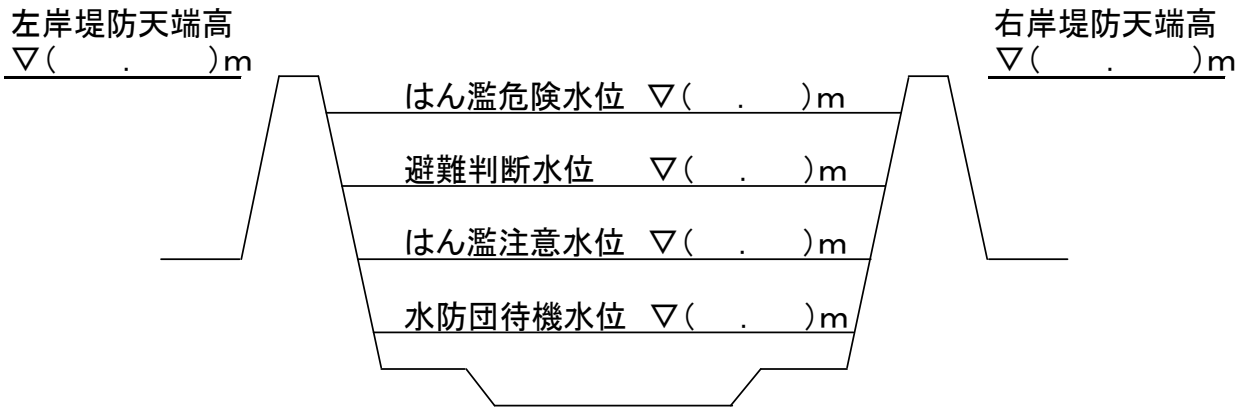

※1：本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義
※2：本文中のはん濫注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　http://www.bousai.shimane.jp/urousuii/pc/ssim0101g.html
携帯端末ホームページ　http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
島根県　　県土整備事務所
TEL（　　）　　－

第１１号表６

水位下降中

（　　）川　はん濫注意情報解除

水位情報
平成　　年　　月　　日
　　時　　分発表
島根県　　県土整備事務所

（　　）川　はん濫注意水位を下回る

【主文】

（　　）川は、（　　）時（　　）分に、（　　）市（　　）の（　　）水位
（　　）水位観測所では、（　）時（　）分までの1時間に約（　.　）m水位が
（　　）市（　　）では、はん濫の危険はなくなったものと思われます。

【参考】

（　　）川（　　）水位観測所（　　）市（　　）

		水位危険度レベル
		■レベル5　はん濫の発生
はん濫危険水位	（　.　）m	■レベル4　はん濫危険水位超過
避難判断水位※2	（　.　）m	■レベル3　避難判断水位※2超過
はん濫注意水位※1	（　.　）m	■レベル2　はん濫注意水位※1超過
水防団待機水位	（　.　）m	■レベル1　水防団待機水位超過

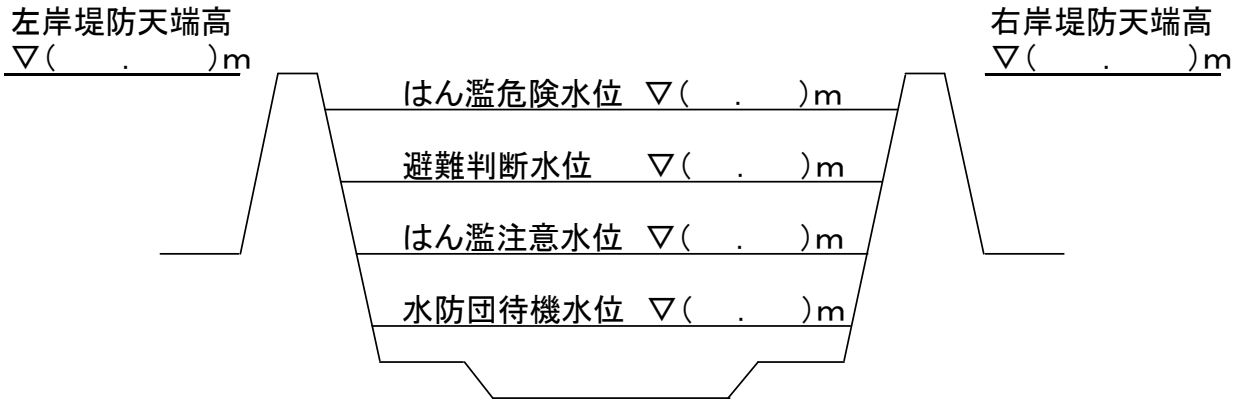

※1：本文中のはん濫注意水位は水防法第17条で規定される警戒水位と同義
※2：本文中の避難判断水位は水防法第13条で規定される特別警戒水位と同義
※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を

（　　）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。
インターネットホームページ　http://www.bousai.shimane.jp/urousuii/pc/ssim0101g.html
携帯端末ホームページ　http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
島根県　　県土整備事務所
TEL（　　）　－

第１２号表（国土交通省発表様式）

待　　機　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表								
					通知日時			
					通知者		日時分	
					受信者			
水防警報			（種類）	（河川）	（基準水位観測所）		（警報番号）	
			待機	川			第号	
月　日　時　分　国土交通省　事務所　発表								
1	台風が近づきました。							
2	前線が活発になりました。							
3	（　　）川洪水（　　）報によれば							
4	（　　）の（　　）によれば							
5	（　　）の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）mmに達しました。							
6	今後まだ（　　）降るおそれがあります。							
7	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mです。							
8	上昇中です。							
9	上流部では非常に大きな増水になりました。							
10	水位は降下していますが							
11	（　　）の							
12	水位は再び上昇する見込みです。							
13	滞水時間は長びく見込みです。							
14	水防機関は急に水が出ても、すぐ活動できるように待機して下さい。							
15	水防機関は、状況の変化に応じて、すぐ活動できるように待機して下さい。							
16	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しつかえないと思われます。							
□								

準　　備　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日　時　分
					受信者		

水防警報	(種　類)	(河　川)	(基準水位観測所)	(警報番号)
	準　備	川		第　号

月　日　時　分　国土交通省　事務所　発表

1	(　　)の(　　)によれば
2	(　　)の雨量は(　　)日(　　)時現在(　　)mmに達しました。
3	(　　)川上流域の雨量は(　　)日(　　)時現在(　)(　)mm・(　)(　)mm(　　)(　　)mmに達しました。
4	なお、強い雨が降り続いています。
5	今後まだ(　　)降るおそれがあります。
6	(　　)の水位は(　　)日(　　)時現在(　　)mに達しました。
7	引続き増水しています。
8	1時間に(　　)cmくらいの割合で上昇しています。
9	急激に上昇しています。
10	(　　)でははん濫注意水位に近づきました。
11	(　　)川洪水(　　)報によれば
12	(　　)でははん濫注意水位を超えるおそれがあります。
13	(　　)では(　　)程度の増水になるおそれがあります。
14	水防機関は出動の準備をして下さい。
15	水防機関は、出動の準備を行ない、水防に関する情報連絡を確保して下さい。
16	水防機関は、今後の状況によりいつでも出動できるように準備して下さい。
□	

出　動　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日時分
					受信者		

水防警報	（種類）	（河川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	出動	川		第号

月　日　時　分　国土交通省　事務所　発表

1	（　　）の（　　）によれば
2	（　　）の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）mmに達しました。
3	（　　）川上流域の雨量は（　　）日（　　）時現在（　）（　）mm・（　）（　）mm（　　）（　　）mmに達しました。
4	今後まだ（　　）降るおそれがあります。
5	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mに達しました。
6	（　　）でははん濫注意水位を超えました。
7	引続き上昇しています。
8	１時間に（　　）cmくらいの割合で上昇しています。
9	（　　）川洪水（　　）報によれば
10	（　　）では（　　）日（　　）時ごろはん濫注意水位を超える見込みです。
11	（　　）では、まもなくはん濫注意水位を超える見込みです。
12	大きな増水になるおそれがあります。
13	（　　）程度の出る水になるおそれがあります。
14	はん濫注意水位を相当に上回る増水になるおそれがあります。
15	（　　）の
16	水防機関は出動し、堤防その他を見回り、厳重に警戒して下さい。
17	水防機関は出動し、危険箇所の早期水防をして下さい。
18	なお、今後増水状況に応じて出動人員を増やして下さい。
□	

指　　示　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表

□					通　知　日　時		
					通知者		日　時　分
					受信者		

水　防　警　報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	指　　示	川		第　　号

月　　日　　時　　分　　国土交通省　　事務所　　発表

1	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mmです。
2	（　　）の水位は（　　）日（　　）時に（　　）水位を越えました。
3	（　　）川洪水（　　）報によれば
4	（　　）では（　　）程度の増水が予想されます。
5	（　　）の最高水位は（　　）日（　　）時ごろに起こり（　　）くらいに達するものと予想されます。
6	（　　）の水位は（　　）日（　　）時（　　）分最高水位（　　）mに達しました。
7	（　　）では（　　）日（　　）時ごろ（　　）mくらいに達するものと予想されます。
8	水位は少しづつ下がっていますが
9	（　　）ので、水位は再び上がるおそれがあります。
10	高い水位が長く続くおそれがあります。
11	水位は今後次第に下がるものと予想されますが、
12	堤防は（　　）が起こりやすい状態になりました。
13	堤防の低い所では、水があふれるおそれがあります。
14	（　　）による被害が起こるおそれがあります。
15	（　　）はまだ（　　）されていませんので。
16	（　　）地元の（　　）は特に危険です。
17	（　　）地元の（　　）に（　　）が発生しました。
18	上流で（　　）が流れました。
19	水防機関は厳重に警戒して下さい。
20	水防機関は出動体制を強化して下さい。
21	水防機関は出動人員を増して水防工法を行なって下さい。
22	水防機関はひきつづき警戒して下さい。
23	今後も気象状況の変化に十分注意し警戒を続けて下さい。

解　除　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日　時　分
					受信者		

水防警報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	解　除	川		第　号

月　日　時　分　国土交通省　事務所　発表

1	（　　）の水位は（　　）日（　　）時にはん濫注意水位より低くなりました。
2	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在、（　　）mに下がりました。
3	まもなくはん濫注意水位より低くなるものと思われます。
4	水防作業を必要とする状況は解消したものと認められます。
5	洪水による危険は一応去ったものと認められます。
6	（　　）の水防警報を解除します。
7	ただし、被害のあった所は応急作業を続けて下さい。
8	ただし、今後も気象状況の変化に十分注意して下さい。
□	

第１３号表（島根県発表様式）

待　　機　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表								
					通知日時			
					通知者		日　時　分	
					受信者			
水防警報			（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）		
			待　機	川		第　号		
月　日　時　分　島根県水防　支部発表								
1	台風が近づきました。							
2	前線が活発になりました。							
3	（　　）川洪水（　　）報によれば							
4	（　　）の（　　）によれば							
5	（　　）の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）mmに達しました。							
6	今後まだ（　　）降るおそれがあります。							
7	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mです。							
8	上昇中です。							
9	上流部では非常に大きな増水になりました。							
10	水位は降下していますが							
11	（　　）の							
12	水位は再び上昇する見込みです。							
13	滞水時間は長びく見込みです。							
14	水防機関は急に水が出ても、すぐ活動できるように待機して下さい。							
15	水防機関は、状況の変化に応じて、すぐ活動できるように、待機して下さい。							
16	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しつかえないと思われます。							
□								

準　　備　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日時分
					受信者		

水防警報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	準　備	川		第　号

月　日　時　分　島根県水防　支部発表

1	（　　）の（　　）によれば
2	（　　）の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）mmに達しました。
3	（　　）川上流域の雨量は（　　）日（　　）時現在（　）（　）mm・（　）（　）mm・（　　）（　　）mmに達しました。
4	なお、強い雨が降り続いています。
5	今後まだ（　　）降るおそれがあります。
6	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mに達しました。
7	引続き増水しています。
8	１時間に（　　）cmくらいの割合で上昇しています。
9	急激に上昇しています。
10	（　　）では、はん濫注意水位に近づきました。
11	（　　）川洪水（　　）報によれば
12	（　　）では、はん濫注意水位を超えるおそれがあります。
13	（　　）では（　　）程度の増水になるおそれがあります。
14	水防機関は出動の準備をして下さい。
15	水防機関は、出動の準備を行ない、水防に関する情報連絡を確保して下さい。
16	水防機関は、今後の状況によりいつでも出動できるように準備して下さい。
□	

出　　動　　水防警報用紙　　平成　年　月

水 防 警 報 発 表

					通　知　日　時		
					通知者		日　時　分
					受信者		

水　防　警　報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	出　動	川		第　号

月　　日　　時　　分　　島根県水防　　支部発表

1	（　　）の（　　）によれば
2	（　　）の雨量は（　　）日（　　）時現在（　　）mmに達しました。
3	（　　）川上流域の雨量は（　　）日（　　）時現在（　）（　）mm・（　）（　）mm・（　　）（　　）mmに達しました。
4	今後まだ（　　）降るおそれがあります。
5	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）ｍに達しました。
6	（　　）では、はん濫注意水位を超えました。
7	引続き上昇しています。
8	１時間に（　　）cmくらいの割合で上昇しています。
9	（　　）川洪水（　　）報によれば
10	（　　）では（　　）日（　　）時ごろはん濫注意水位を超える見込みです。
11	（　　）では、まもなくはん濫注意水位を超える見込みです。
12	大きな増水になるおそれがあります。
13	（　　）程度の増水になるおそれがあります。
14	はん濫注意水位を相当に上回る増水になるおそれがあります。
15	（　　）の
16	水防機関は出動し、堤防その他を見回り、厳重に警戒して下さい。
17	水防機関は出動し、危険箇所の早期水防をして下さい。
18	なお、今後増水状況に応じて出動人員を増して下さい。
□	

指　　示　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日　時　分
					受信者		

水防警報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	指　示	川		第　号

月　日　時　分　島根県水防　支部発表

1	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mです。
2	（　　）の水位は（　　）日（　　）時に（　　）水位を越えました。
3	（　　）川洪水（　　）報によれば
4	（　　）では（　　）程度の増水が予想されます。
5	（　　）の最高水位は（　　）日（　　）時ごろに起こり（　　）くらいに達するものと予想されます。
6	（　　）の水位は（　　）日（　　）時（　　）分最高水位（　　）mに達しました。
7	（　　）では（　　）日（　　）時ごろ（　　）mくらいに達するものと予想されます。
8	水位は少しずつ下がっていますが
9	（　　）ので、水位は再び上がるおそれがあります。
10	高い水位が長く続くおそれがあります。
11	水位は今後次第に下がるものと予想されますが、
12	堤防は（　　）が起こりやすい状態になりました。
13	堤防の低い所では水があふれるおそれがあります。
14	（　　）による被害が起こるおそれがあります。
15	（　　）はまだ（　　）されていませんので。
16	（　　）地先の（　　）は特に危険です。
17	（　　）地先の（　　）に（　　）が発生しました。
18	上流で（　　）が流れました。
19	水防機関は厳重に警戒して下さい。
20	水防機関に出動体制を強化して下さい。
21	水防機関は出動人員を増して水防工法を行なって下さい。
22	水防機関はひきつづき警戒して下さい。
23	今後も気象状況の変化に十分注意し警戒を続けて下さい。
□	

解　　除　　水防警報用紙　　平成　年　月

水防警報発表

					通知日時		
					通知者		日　時　分
					受信者		

水防警報	（種　類）	（河　川）	（基準水位観測所）	（警報番号）
	解　除	川		第　号

月　日　時　分　島根県水防　支部発表

1	（　　）の水位は（　　）日（　　）時にはん濫注意水位より低くなりました。
2	（　　）の水位は（　　）日（　　）時現在（　　）mに下がりました。
3	まもなくはん濫注意水位より低くなるものと思われます。
4	水防作業を必要とする状況は解消したものと認められます。
5	洪水による危険は一応去ったものと認められます。
6	（　　）の水防警報を解除します。
7	ただし、被害のあった所は応急作業を続けて下さい。
8	ただし、今後も気象状況の変化に十分注意して下さい。
□	

第１４号表　水防信号

＊警鐘信号

第１信号	○休止　　○休止　　○休止
第２信号	○―○―○　　○―○―○　　○―○―○
第３信号	○―○―○―○　　○―○―○―○　　○―○―○―○
第４信号	乱打

＊サイレン信号

第１信号	○（約５秒）　休止（約１５秒）　　○休止　　○休止
第２信号	○（約５秒）　休止（約６秒）　　○休止　　○休止
第３信号	○（約１０秒）　休止（約５秒）　　○休止　　○休止
第４信号	○（約１分）　休止（約５秒）　○

備考　１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用できること。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

注　　第１信号　河川の水位がはん濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第２信号　水防機関に属する者が直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第３信号　当該水防関係団体の区域内に居住する者が出動すべき事を知らせるもの。

第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第１５号表　優先通行標識

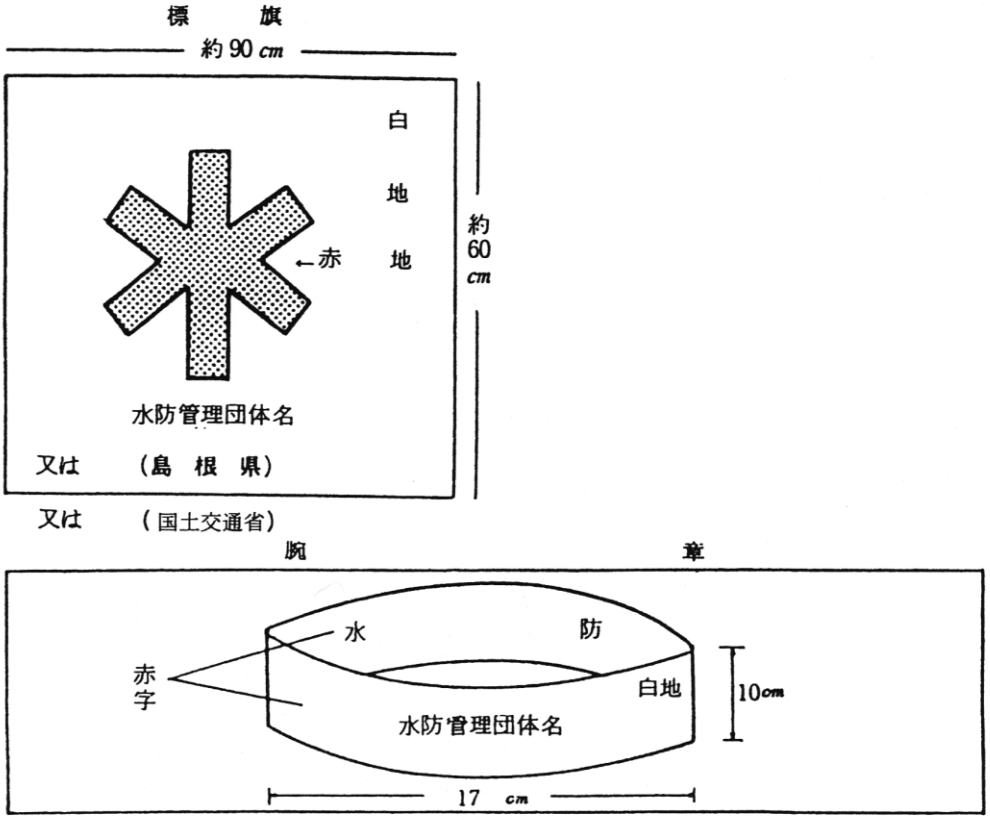

第１６号表

治水課　　宛 （マイクロ　80-35694、35695、35696）	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　　月　　日　　時　　分　）

出水様式－２(1)　被　害　情　報（都道府県）

（中国地方整備局）

（県　名：島根県）

出 水 名	（第　　報）			
水 系 名	級河川　　川		河 川 名	川
出水状況 現状				
被害状況 現状 （予測）	発生日時	Ｈ　．　．　　： 月　　日　　時現在　＜　速報値　：　確定値　＞	発生場所	県　　町
	原　　因	破堤：越水：溢水 内水：未確認	距 離 標	左：右 ．　～　．　ｋｍ
	（　拡大中　：　変化なし　：　縮小中　：　解消　） （１）浸水面積　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ 町　　ｈａ　　（予測　　ｈａ） 町　　（予測　　ｈａ） （２）人的被害　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ 町　死者　　人 行方不明者　　人 （３）家屋被害　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ 町　床下浸水　　戸（予測　　戸） 床上浸水　　戸（予測　　戸） 軒下浸水　　戸（予測　　戸） 家屋流出　　戸 （４）その他　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ 町　国道　号線　通行止め （予測　　町　ＪＲ　線　通行止め）			

注）・平面図若しくは管内図を添付（破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載）

・現地状況写真を添付

治水課　　宛	課（氏名：　　）

（　　月　　日　　時　　分　）

出水様式－２(2)　被　害　情　報（都道府県）

（中国地方整備局）
（県　名：島根県）

被害への対応状況 現状 （予定）	月　　日　　時現在 （１）実施済み （２）今後の対応
避難状況等	月　　日　　時現在　＜　速報値　：　確定値　＞ （１）自主避難状況　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ （２）避難勧告発令状況　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ （３）孤立住民の発生状況等　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ （４）自衛隊出動要請状況等
水防活動状況 現状 （予定）	月　　日　　時現在　＜　速報値　：　確定値　＞ （１）　　町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況 （２）　　町

出水様式—３　　**洪 水 予 報 ・ 水 防 警 報**

出水	

中国	地方整備局

月　日　時　現在

水系名	河川名	洪　水　予　報			水　防　警　報					備考
		号数	予報種別	発表日時	基準観測所	号数	警報種別	発表日時	区間(自)/(至)	

所属　　氏名

受信	平成　年　月　日　時　分	発信者		
受信	平成　年　月　日　時　分	受信者		

所属　　氏名

受信	平成　年　月　日　時　分	発信者		
受信	平成　年　月　日　時　分	受信者		

出水様式―４

水　防　活　動　状　況

出水	

中国	地方整備局

月　日　時　現在

水系名	河川名	基準観測所	水防活動時刻		水防活動地先		活動内容	活動人員	備考
			予報種別	発令日時	自	至			

所属　氏名

受信	平成　年　月　日　時　分	発信者		
受信	平成　年　月　日　時　分	受信者		

所属　氏名

受信	平成　年　月　日　時　分	発信者		
受信	平成　年　月　日　時　分	受信者		

第１７号表　公用負担命令諸様式

(1)　公用負担命令権限証

○

公　用　負　担　命　令　権　限

○○水防団　○　　○　　部長

何　　某

右の者に　　の区域内における水防法第 21 条第 1 項の
権限行使を委任した事を証明する。

平成　　年　　月　　日

○　○　水防管理者

何　　某　印

（2）　公用負担命令票

第○○号　　○

公　用　負　担　命　令　票

１．（目的物名、種類、員数）

負担の内容、使用収用、処分（該当の文字を○で囲むこと。）

平成　　年　　月　　日

水防管理者　　氏　　名　印

上委任者

官　　職　　氏　　名　印

何　　某　　殿

第１８号表

各放送事業者、県防災担当地方機関　　あて

避難勧告等発表情報　　第　　号

島根県　　市・町・村

送付日時：　　月　　日　　時　　分

担当者：　　電話番号：（　　）　　－

内　　容	□避難勧告　□避難指示　□避難勧告解除　□避難指示解除			
発表時間	日　　時　　分			
対象地区・人数	町　　地区		世帯	人
発表事由	□大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため □大雨により土砂災害の危険があるため □地震により土砂災害の危険があるため □地震により家屋崩壊の危険があるため □津波警報が発表されたため □その他（　　）			
避難先				
備　　考				

内　　容	□避難勧告　□避難指示　□避難勧告解除　□避難指示解除			
発表時間	日　　時　　分			
対象地区・人数	町　　地区		世帯	人
発表事由	□大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため □大雨により土砂災害の危険があるため □地震により土砂災害の危険があるため □地震により家屋崩壊の危険があるため □津波警報が発表されたため □その他（　　）			
避難先				
備　　考				

(注)該当する項目の「□」にはっきりとチェックを入れること。

第１９表　水防管理団体水防倉庫並びに現有資材器具一覧表（平成 25 年 4 月 1 日現在）

番号	河川名	指定団体の防有無	管理団体名	所在地		補助倉庫	倉庫面積	器具品名数量																											
				市町村	大字等			かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸槌）	くわ（鍬）	かま（鎌）	ペンチ	なた（鉈）	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	鉄線	杭丸太	バール	竹	なわ（縄）	むしろ（筵）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叭）	ロープ	舟	パイル	とびロ
							㎡	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個	個	枚	丁	kg	本	丁	束	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	隻	玉	枚
1	赤川	○	雲南市	雲南市	大東町大東		17.51	2		20					2				20	15	2		20	1							500				
2	〃	○	〃	〃	加茂町加茂中	○	30.70	3	1	3		1			1			3	16		2							3,600						
3	斐伊川	○	〃	〃	木次町木次	○	33.06	2	4	20					5	1		1					150	6	0	20		40			2,000				
4	〃	○	〃	〃	木次町西日登	○	33.06		1	1					2	1							370			10				320	1,550	20			
5	〃	○	〃	〃	木次町新市	○	33.06		1	1				5	2	1	5									10			5,000	1,030	2,500				
6	〃	○	〃	〃	木次町平田		16.00																30			5					600				
7	斐伊川	○	〃	〃	三刀屋町給下	○	33.00	5	2	20		2		2		3				3	1	20	160			30		625	500			50	2		
8	〃	○	〃	〃	三刀屋町伊萱	○	33.00	6	2	25		2	2	3		3				5	1	30	107			31		530	500			50			
9	〃	○	〃	〃	三刀屋町上熊谷	○	19.00	3		8	2											50						1,000						
10	三刀屋川	○	〃	〃	三刀屋町古城	○	33.00	7	2	30	3	2	2	2		3				11	1	23	194		32	35		933	1,000			50			
11	〃	○	〃	〃	掛合町掛合		12.50	3	9	11	1			5	8	4	1	2		6	1		50	2					1,000						
12	吉田川	○	〃	〃	吉田町吉田	○	12.00	2	1	11		3		1	5			3											20			20			11
13	〃	○	〃	〃	吉田町吉田	○	12.00			2								1														10			1
14	〃	○	〃	〃	吉田町吉田	○	12.00	1	1	6				2				1														20			5
15	民谷川	○	〃	〃	吉田町民谷	○	12.00			2				1				1														10			2
16	深野川	○	〃	〃	吉田町深野	○	12.00		2	2		2		1	2		2	2		4			20	2					50			5			6
17	〃	○	〃	〃	吉田町上山	○	12.00		2	2		2		1	2		2	2		4				1					20			2			4
計17棟							365.89	34	28	164	6	14	4	23	29	16	10	16	36	48	8	123	1,101	12	32	141	0	2,128	12,690	1,350	7,150	237	2	0	29
管内計17棟							365.89	34	28	164	6	14	4	23	29	16	10	16	36	48	8	123	1,101	12	32	141	0	2,128	12,690	1,350	7,150	237	2	0	29

注1：表中（左端）の番号は別添「島根県水防図」と対応している。

注2：表中項目の補助倉庫とは、国庫補助により建てられた倉庫である。（現在は終了している）

-94-

第２０表　水防輸送車輛配置一覧表

区分	機関名	車種											備考
		乗用車		ジープ	トラック			バン			二輪車	その他	
		大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000cc	小型	軽四			
水防支部	雲南県土整備事務所			2		2			21				
国土交通省	出雲河川事務所							6	8			1	マイクロバス
	〃 平田出張所			1				1	1				
	尾原ダム管理支所			1				1	1				
水防管理団体	雲南市	5	80			4	12		6	43	12	49	

第２１号表　災害対策用機械配置一覧表

（１）国土交通省所有機械基地名称及び位置

基　地　名	所　在　地	台数	規　　格	車両総重量(kg)
出雲河川事務所 平田出張所	出雲市西平田町 58	１台	排水ポンプ車 1.0 ㎥/ｓ 機械番号 10-4713	13,050
		１台	照明車２kw×６灯 機械番号 11-4718	6,810
出雲河川事務所 中海出張所	安来市東赤江町福井 1637	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ 機械番号 18-4708	9,030
		１台	照明車２kw×６灯 機械番号 21-4703	7,770
浜田河川国道事務所 安富水防倉庫	益田市安富町	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ 機械番号 10-4709	7,960
浜田河川国道事務所 下流出張所	江津市渡津町	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ 機械番号 11-4706	7,860
		１台	照明車２kw×６灯 機械番号 11-4719	6,810
浜田河川国道事務所 川本出張所	川本町因原	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ 機械番号 17-4703	7,670
		１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ （揚程 20m） 機械番号 19-4704	17,270
		１台	照明車２ｋｗ×６灯 機械番号 20-4705	7,650

（２）島根県所有機械基地名称及び位置

基　地　名	所　在　地	台数	規　　格	車両総重量(kg)
雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方 531-1	１台	排水ポンプ車 0.5 ㎥/ｓ	

（参考）平成 19 年 6 月 2 日に施行された改正道路交通法により、ポンプ車を一般道路で走行するためには、下記の区分による免許が必要となります。

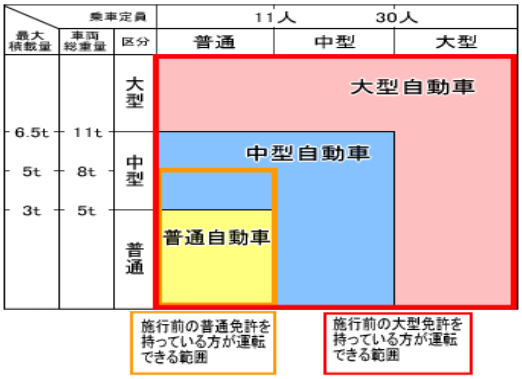

出典）警視庁ホームページより

（３）要請先（窓口）

１）国土交通省所有機械

国土交通省出雲河川事務所	管理第一課	TEL FAX	0853-21-1850 0853-22-6117
国土交通省浜田河川国道事務所	河川管理課	TEL FAX	0855-22-2480 0855-22-2486
国土交通省中国地方整備局 企画部	防災課	TEL FAX	082-221-9231 082-227-2651

２）島根県所有機械

各県土整備事務所等（各水防支部・地区）	水防担当グループ	TEL	県水防計画 P6 参照
		FAX	〃
土木部河川課（水防本部）	防災グループ	TEL	0852-22-6363

○島根県内の排水ポンプ車配備位置図

出雲河川事務所保有の照明車

能　　力：2kw×6灯
必要スペース：約4m×7m
設置時間　：約10分
設置人数　：1名
連続照明時間：約20時間
（平田出張所）

・運転時間は燃料が満タン状態での無給油連続運転時間

島根県所有の排水ポンプ車

能　　力：３０m³/min(5m³ ×6)
設置人数：５名程度
運転時間：48 時間
（雲南県土整備事務所）

○島根県所有排水ポンプ車の連絡系統図（出動要請から出動までの流れ）

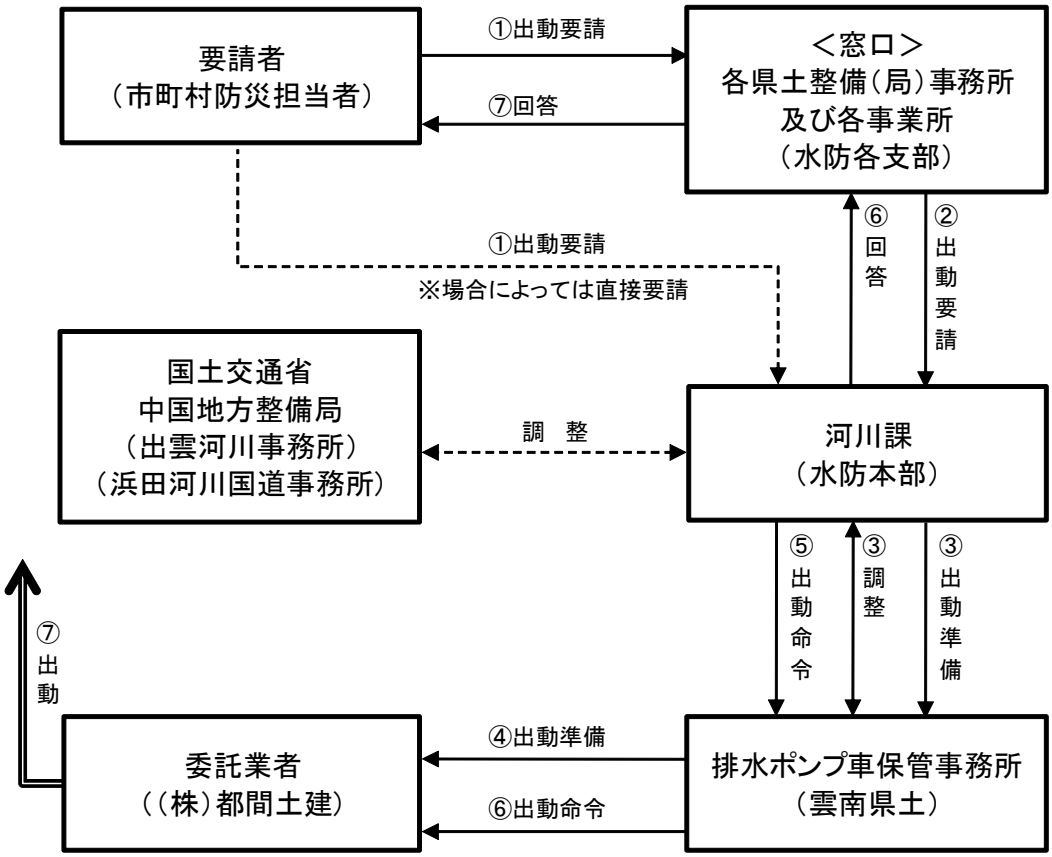

第２２号表　水防活動報告様式

市町村名＿＿＿＿＿＿

水防活動実施報告書

平成　　年　　月
作成責任者

出水の概況	川	水位　　m（はん濫注意水位　　m）							
		雨量　　mm							
水防実施箇所	川	左岸　右岸　地先　　m							
日時	月　日　時　～　月　日　時								
出動人員	消防職員　　人	水防団員　　人	その他　　人	合計　　人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	他
	効果	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
	被害	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	

使用資器材	土のう袋		居住者の出動状況	
	むしろ			
	なわ		水防関係者の死傷	
	丸太			
	その他		雨量水位の状況	

その他特記事項

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

第２３号表　水防演習要領（例）

（１）想　　定

（ア）気象状況の想定

（イ）水位、降雨の状況想定

（ウ）洪水状況（水位、雨量の通報訓練を兼ねる）

（エ）危険状況の想定

（オ）状況変化の想定

（２）訓　　練

（ア）想定に基づく水防団員等の待機、出動、水防工法の選定、資材の必要量の判定、運搬動作の習得

（イ）作業開始から終了までの動作と工法のできあがり判定

（ウ）状況の変化に応ずる作業についての判定

（エ）想定に基づく立退、避難誘導